

公益社団法人 高知県理学療法士協会

令和 8 年度（第 15 回）定時総会資料



日 時 : 令和 8 年 6 月 14 日（日） 午前 10 時 40 分 ～ 午前 11 時 40 分

場 所 : 高知健康科学大学 KOUKEN ホール（旧大講義室）
（〒781-5103 高知市大津乙 2500-2 TEL 088-866-6119）

公益社団法人 高知県理学療法士協会
高知市相生町 1-25 レジデンスノナミ 107 号室
TEL 088-879-8023

公益社団法人 高知県理学療法士協会
令和 8 年度 定時総会開催のご案内

公益社団法人高知県理学療法士協会
会 長 大 畑 剛

令和 8 年度公益社団法人高知県理学療法士協会定時総会を下記の通り開催いたします。

多忙の折、恐縮ではございますが、県協会の一層の発展のため、会員の皆様にはご出席いただき、熱心なご討議を賜りたくご案内申し上げます。万一、総会へのご出席が難しい場合は、委任状の提出をお願い申し上げます。

記

1. 日 時：令和 8 年 6 月 14 日（日） 午前 10 時 40 分 ～ 午前 11 時 40 分
2. 場 所：高知健康科学大学
KOUKEN ホール（旧大講義室） 〒781-5103 高知市大津乙 2500-2
3. 総会次第：
 - (1) 開会のことば
 - (2) 会 長 挨拶
 - (3) 定 足 数 報 告
 - (4) 議 長 団 選 出
 - (5) 書 記 任 命
 - (6) 議事録署名人任命
 - (7) 議 事
 - ① 令和 7 年度事業報告の承認について
 - ② 令和 7 年度決算報告の承認について
 - ③ 令和 7 年度事業・決算監査報告の承認について
 - ④ 定款変更について
 - ⑤ その他
 - (8) 報 告
 - ①令和 8 年度事業計画および予算について
 - (10) 議長退場
 - (11) 閉会のことば

以上

【委任状提出のお願い】

総会を欠席される場合は、委任状に署名・捺印の上、5月22日（金）までに事務局にご返信ください。近年の総会に於いて当日欠席会員の委任状提出が少なく、総会成立が危うくなる事態も発生しています。総会成立のためによりしくお願いいたします。

目 次

総会案内

令和7年度事業報告及び決算報告、監査報告について	1
1. 総括報告	2
2. 各部・委員会の事業報告	3
3. 公文書発行記録	13
4. 決算報告書	14
5. 監査報告書	33

定款の変更について	34
-----------	----

令和8年度事業計画および予算	35
1. 基本方針	36
2. 各部・委員会の事業計画	37
3. 予算書	45

付録資料

1. 令和7・8年度公益社団法人高知県理学療法士協会 役員・部長・委員長名簿	51
2. 令和7・8年度公益社団法人高知県理学療法士協会 組織図	53
3. 公益社団法人 高知県理学療法士協会 定款	55
4. 公益社団法人 高知県理学療法士協会 定款細則	67
5. 公益社団法人 高知県理学療法士協会 規則集	72
6. 会員区別所属施設名・施設数	96

令和7年度

事業報告および決算報告

令和 7 年度の事業及び決算 総括報告

会長 大畑 剛

令和 7 年度の事業につきましては、予定案に対して概ね良好に推移し、滞りなく執行することができました。これもひとえに、各部の部員・部長・理事の皆様の献身的なご尽力と、一般会員の皆様による積極的な事業参加の賜物であり、心より感謝申し上げます。

本年度は部局の大幅な改編が行われ、既存事業の見直しや新規事業への取り組みなど、当協会としても時代に即した改革の一年となりました。部局再編にあたっては、若手会員の積極的な配置や女性部長の誕生など、今後の協会組織のあるべき姿に一步近づけたものと考えております。

令和 7 年度は懸念された COVID-19 の影響も限定的であり、第 39 回高知県理学療法学会は「地方創発」をテーマに、高芝潤学会長のもと対面開催を実現し、多くの会員にご参加いただきました。また、同学会では紙媒体の抄録集の発行を取りやめ、PDF 化によるペーパーレス化を実施いたしました。昨今の印刷費・輸送費の高騰により貴重な会費が圧迫される状況を踏まえ、自然環境への配慮も含めた取り組みであります。この方針は他の協会発行物にも適用しており、一部会員の皆様には資料提供の面でご不便をおかけしましたことをお詫び申し上げますとともに、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

その他の各事業の進捗や成果につきましては、総会資料をご参照いただければ幸いです。本定時総会においては、理事定数に関する項目について議案を提出しています。今までの規定では 8 名～11 名と定数に幅がありました。8 名でも理事会構成ができる仕組みではありましたが、各役員の負担軽減を図るため最大定員枠である 11 名をもって定数とすることで理事会にて議論を深めてまいりました。何卒ご承認頂きますようよろしくお願いいたします。

令和 7 年度は、当協会において二つの慶事に恵まれました。一つ目は、山本双一 名誉会員・元会長が令和 7 年秋の叙勲において「旭日双光章（保健衛生功劳）」を受章されたことです。長年にわたる職能発展と後進育成への多大なご貢献によるものであり、改めて心よりお祝い申し上げます。二つ目は、宮本謙三 相談役・前会長が令和 7 年 10 月に「理学療法業務功労者 厚生労働大臣表彰」を受賞されたことです。理学療法の発展、地域リハビリテーションの推進、人材育成へのご尽力が高く評価されたものです。お二人の先生方には、今後も当協会の歩みに温かいご指導とご鞭撻を賜れば幸いです。（高知県理学療法士協会ニュース No.186 号参照）

一方で、大変悲しいお知らせもございました。長年にわたり当協会の発展を支えてこられた中屋久長先生が、令和 8 年 2 月 1 日にご逝去されましたことを謹んでご報告申し上げます。先生は理学療法分野における顕著な功績が認められ、平成 25 年春の叙勲において旭日小綬章を受章されました。これは先生のご活躍が広く社会に認められた証であり、高知県の後輩として大きな誇りであります。

先生が築かれた確かな礎の上に立ち、理学療法士としての質の向上と社会的使命の遂行に一層努め、今後も県協会の発展に尽力してまいります。

各部・委員会の事業報告（令和7年度）

総務部【全て法人事業】

部長 榎本 晃久

公益社団法人における国及び自治体機関への提出書類の作成と提出など事務手続きを行った。また、事務職員との連携により各種書類作成・確認・保管や事務処理・手続き等を効率的且つ円滑に進め、事務局機能の一層の充実を図った。高知県理学療法士協会内においては、各部および委員会間の調整を図り、会員管理・協会との連絡など、高知県理学療法士協会運営事務の円滑化に努めた。さらに、賛助会員増加に務めた。

1. 法人運営に係わる書類の作成と提出
令和6年度事業・決算報告書の提出（6月）、令和7年度中間監査書類の提出（10月）、
令和8年度事業計画・予算書の提出（3月）
2. 日本理学療法士協会との連絡・調整
表彰および各種派遣会員推薦等の対応
3. 諸会議の開催・議事録保存
定時総会（6月）、理事会10回、運営会議6回開催
資料作成・送付や開催連絡、議事録作成および管理の徹底
4. 会員管理
随時、会員からの申請確認・処理を実施した。（入会56名、復会22名、休会384名、退会39名、各種割10名）
5. 公文書管理
計50案件
6. 賛助会員募集
賛助会員7件
7. 広報誌などの発送業務
令和7年4月～必要に応じて発送作業実施
8. 各委員会の業務の補助と資料管理
規約検討委員会における定款・定款細則・規定改正の協議
表彰審査委員会において表彰推薦者の手続き等
9. 事務室での事務処理の統括および円滑化の促進
10. 臨床実習指導者講習会への運営協力
11. Web会議システムの管理・運用
12. IT&DXの導入、推進および運用
活動記録、出納帳等の管理システムの変更及び統一
13. 高知県理学療法士協会設立50周年式典記念誌の作成・発行（令和8年度発行予定）
14. 契約書などの作成および管理
15. その他の事務処理

財務部【全て法人事業】

部長 谷脇 弘将

財務部業務の一部を事務室と連携を図り業務分担を実施した。各部出納簿の確認・財務関連書類の取得、また、本部通帳管理、請求書に対する支払作業、会計ソフトへの打ち込み作業等分担を進めた。これらにより事務局機能の向上が図れた。

事業として、決算報告書を作成。毎月財務部部会を開催し、収入・支出の管理を行い、会計ソフトへの入力作業や、各部の会計と連携して帳簿の管理・作成を実施。高知県医療政策課へ提出する財務書類の作成、中間監査の資料や次年度予算書を作成した。各部会計担当と連携し、決算作業、中間監査、予算書作成へ繋げる事が出来た。日本理学療法士協会会員管理システムや、高理協事務局・事務室と連携し、高知県医療政策課や会計事務所より指導を受けた事項を各部に周知徹底し、スムーズな運営・管理に努めた。継続運用中のインターネットバンキングによる支払い作業や各部出納帳記載方法等の理解を深められるよう、必要に応じて各部長・会計に支払い請求方法等の指導を実施し、会計処理が明瞭となるよう対応した。

1. 令和6年度収支決算報告書の作成

2. 令和7年度中間監査書類の作成（各部の執行率表の作成・出納簿の確認等）
3. 令和8年度予算資料の作成
4. 高知県医療政策課へ決算・予算書類の提出
5. 毎月の財務部部会開催、各部出納帳の管理・作成
6. 各部の予算執行の管理（支出の管理）
7. 運営会議・理事会に出席し、状況に応じて会計処理に関する説明を実施
8. 高知県へ財務書類の提出（決算・予算）
9. 正会員費・賛助会員費の入金確認（収入の管理）
10. 残高証明書・納税証明書・源泉徴収税納付書など財務関係書類の取得
11. 会計ソフトの保守・更新
12. 会計事務所との連携
13. 事務室機能の整備。事務員の作業環境整備（総務部と連携）
14. 事務室職員への財務業務一部分担作業指導の実施
15. 財務部員・各部会計担当者の教育
16. インターネットバイキングの運用・修正

厚生部【全て他1】

部長 江口 智博

新人会員歓迎会は、新人オリエンテーションおよび総会と同日に開催した。昼食を提供し、新人会員を対象とした景品付きイベントを実施することで、新人会員と一般会員の交流を図った。会員新年交流会は、高知市内の飲食店で開催し、会員同士の親睦を深めた。さらに、景品付きのイベントを行い、交流を促進した。福利厚生に関する情報についてチラシを作成し、企画推進部と連携して情報発信した。その他、会員の交流機会の提供のためモルック&バーベキュー大会を開催した。

1. 新人会員歓迎会
 - 日 時：令和7年6月15日（日）
 - 会 場：高知健康科学大学
 - 参加者：69名（うち新入会員：42名）
2. 会員新年交流会
 - 日 時：令和8年2月28日（土）
 - 会 場：高知市内飲食店（東風）
 - 参加者：28名
3. 福利厚生に関する情報についてチラシを作成
4. 会員の健康増進や相互交流に関するイベントを開催
 - 日 時：令和7年10月26日（日）
 - 場 所：波川公園 〒781-2128 高知県吾川郡いの町波川
 - 参加者：25名

広報誌部

部長 濱尾 英史

高知県理学療法士協会ニュースの発行、広報誌の発行により、会員および県民に対し理学療法士の活動の啓発・周知に努めた。

1. 高知県理学療法士協会ニュース発行 【公1-4-(1)】
 - 高知県理学療法士協会ニュース「No.185、No.186号」を発行
 - No.185 発行日：令和7年10月20日 発行部数：550部
 - No.186 発行日：令和8年2月27日 発行部数：550部
 - 配布先：会員施設、賛助会員施設、広告依頼施設等
 - バックナンバーをホームページに掲載
2. ばわふるとさ第17号（広報誌）発行 【公1-4-(1)】
 - 広報誌ばわふるとさ（No.17）を発行
 - 発行日：令和8年1月20日 発行部数：3,000部
 - 配布先：会員所属施設、賛助会員施設、県庁、県内全市役所、県内全高校など（町村役場は含まない）

企画推進部

部長 三谷 征也

本年度の組織再編により新設された部署として、ホームページの適宜更新および管理運営体制の整備を行った。また、高知県理学療法士協会の各部と緊密に連携し、当部が主体となって SNS、メールマガジン、プッシュ通知等の多角的な媒体を活用し各種研修会の広報活動を積極的に推進し、会員への情報発信を行った。

1. 高知県理学療法士協会ホームページ更新・管理 【公1-4-(2)】
2. メールマガジンやプッシュ通知等の運用・管理

保険事業部

部長 田中 健太郎

各会員に対し、適切にリハビリテーションサービスが提供できるよう、診療報酬および介護報酬等に関する情報の収集および提供に努めた。

1. 令和8年度診療報酬改定に関する情報収集とともに、高知県理学療法士連盟と協業し、会員へ情報発信に努めた。
2. 介護保険事業に関する、協会会員からの照会対応を行った。
3. 高知県理学療法士連盟と連携し、参議院議員通常選挙に際し、日本理学療法士協会関係候補者に関する周知・応援活動等に協力した。

地域連携推進部

部長 徳弘 健

地域連携推進部は、理学療法の力を地域社会のさまざまな分野へ広げ、県民の健康を支えることを目的に「イベント課・学校保健課・災害支援課・産業保健課・地域支援課」の5つの課があり、それぞれの専門性を活かし、実施した活動を下記に記す。

1. 理学療法週間の開催
日 時：令和7年7月13日（日）（10:00～14:00）
会 場：金高堂本店前 ウッドデッキ
参加者：100名
会員協力者：28名
2. リレーフォーライフへの参画
日 時：令和7年10月4日（土）～令和7年10月5日（日）（12:00～18:00、9:00～12:00）
会 場：春野運動公園グラウンド
会員協力者：26名
3. ふくしフェアへの参画
日 時：令和7年10月18日（土）（10:00～16:00）
会 場：イオンモール
参加者：100名程度
4. 高知ダイハツ自動車工業との健康安全教室
令和7年6月11日、令和7年11月4日に開催
5. 地域支援（健康増進・介護予防）に関する研修会の企画
6. 高知県リハビリテーション職能三団体協議会への参加・協力
 - ①高知県リハビリテーション職能三団体協議会 事業運営会議
日 時：令和7年9月5日（金）（19:00～21:00）
会 場：高知リハビリテーション専門職大学 会議室
 - ②地域ケア会議推進リーダー導入研修
第1回
日 時：令和7年11月16日（日）（9:00～12:00）
会 場：オンライン開催
参加者：9名（PT：4名、OT：4名、ST：1名）
第2回

日 時：令和7年11月22日（土）（13:00～16:00）

会 場：オンライン開催

参加者：3名（OT：2名、ST：1名）

③介護予防推進リーダー導入研修

第1回

日 時：令和8年1月31日（土）（13:00～16:00）

会 場：オンライン開催

参加者：4名（OT：3名、ST：1名）

第2回

日 時：令和8年2月8日（日）（9:00～12:00）

会 場：オンライン開催

参加者：7名（PT：2名、OT：5名）

④地域ケア個別会議 初回研修

日 時：令和7年12月13日（土）（13:00～16:00）

会 場：オンライン開催

参加者：12名（PT：4名、OT：7名、OT：1名）

⑤地域ケア個別会議・スキルアップ研修

日 時：令和8年1月25日（日）（9:30～15:00）

会 場：高知共済会館3階 大ホール「桜」

参加者：4名（PT：2名、OT：1名、ST：1名）

⑥地域ケア個別会議・模擬ケア会議研修

日 時：令和8年2月14日（土）（13:30～17:00）

会 場：高知共済会館4階 「浜木綿」

参加者：4名（PT：2名、OT：1名、ST：1名）

7. 産業保健（腰痛・転倒予防）に関わる活動、腰痛・転倒予防の指導

令和7年9月22日、令和7年12月12日に宮崎 貴仁 会員、徳弘 郁絵 会員が活動実施

8. 産業保健（腰痛・転倒予防）に関する研修会の企画

9. 学校保健（スクールトレーナー）に関する研修会の企画

10. 認定スクールトレーナー養成講習への派遣

令和7年8月2日～令和7年8月3日に橋本 貴紘 会員、甲藤 由美香 会員が参加

11. 高知県災害リハビリテーション連絡協議会（KORAT）への参加・協力および災害リハに関する研修会の企画

12. JRATの各種研修会への派遣

令和7年7月20日、金沢での「令和6年能登半島地震、JRAT 活動検証・研修会」に森下 誠也 会員が参加

13. JIMTEFの各種コースへの派遣

ベーシックコース 森下 誠也 会員が参加

アドバンスコース 細田 里南 会員が参加（令和7年11月22日～令和7年11月23日）

14. 災害支援に関わる事業、会議および研修会への参加

高知県災害リハビリテーション協議会（KORAT）の定例会に八坂 一彦 会員、森下 誠也 会員が参加

スポーツ推進部

部長 星 大輔

令和7年度事業では、各種大会などに帯同する高知県スポーツ理学療法推進リーダーの育成を目的に講習会を開催し、高知龍馬マラソン2026の支援へと繋ぐことができた。第24回全国障害者スポーツ大会（滋賀県）にはサポート競技の全国大会出場ならず帯同には至らなかった。又、スポーツ関連講義については調整がつかず未実施となった。

1. 各種スポーツ大会、障がい者スポーツ大会のサポート

各種スポーツ大会、障がい者スポーツ大会で協力依頼があれば対応する。 【公1-2-2(2)】

日 時：令和7年10月25日～令和7年10月27日

会 場：滋賀県（サポート競技が四国予選敗退の為、依頼なしとなる）

2. 高知県理学療法士協会会員へのスポーツ理学療法推進リーダー講習会 【公1-1-(2)】

各種大会などに帯同する理学療法士を養成することを目的に本事業を実施

①第1回講習会

日 時：令和7年10月19日（日）

会 場：高知リハビリテーション専門職大学

テーマ：アスレティックテーピングの基礎（実技）

講 師：原 貴也 会員（もりもと整形外科・内科）、永野 雄介 会員（田中整形外科病院）

参加者：9名

②第2回講習会

日 時：令和7年12月21日（日）

会 場：高知リハビリテーション専門職大学

テーマ：キネシオテーピングの基礎（実技）

講 師：星 大輔 会員（田中整形外科病院）、西村 直 会員（田中整形外科病院）

参加者：16名

③第3回講習会

日 時：令和8年1月25日（日）

会 場：高知リハビリテーション専門職大学

テーマ：救急法基礎研修（実技）

講 師：日本赤十字高知県支部から2名

参加者：9名

④スポーツ関連講義

未実施

3. 高知龍馬マラソン2026の支援（依頼人数60名程度） 【公1-2-(2)】

日 時：令和8年2月15日（日）

会 場：高知市、南国市、土佐市救護所

内 容：サポート人員の人選と推薦、各救護所での活動

参加者：61名

キャリア支援部

部長 那須 桃子

高知県理学療法士協会および会員の社会的位置づけの向上と、職能団体としての組織強化を図るため、下記の活動を実施した。

1. 管理者ネットワーク研修会① 【公1-1-(2)】

日 時：令和7年6月15日（日）

会 場：高知健康科学大学

テーマ：理学療法部門管理者に求められる施設基準管理

講 師：東 大和生 会員（高知県理学療法士協会理事）

参加者：15名

2. 協会指定管理者研修（初級） 【公1-1-(2)】

日 時：令和7年6月15日（日）

会 場：高知健康科学大学

テーマ：中堅セラピスト・管理者に求められる役割と心構え

講 師：榎本 晃久 会員（愛宕病院）

野口 耕造 会員（細木病院）

参加者：8名

3. 管理者ネットワーク研修会② 【公1-1-(2)】

研修の企画

調査部

部長 安村 広之

調査部では、理学療法士の身分および資質向上、医学および関連領域の学術的調査を目的として、次年度以降の調査実施に向けた既存調査の振り返りと調査内容の整理を行った。がんリハビリテーションおよび小児リハビリテーションに関する実態調査については、継続実施に向けた課題整理ならびに新たな調査内容について協議した。また、調査データの適切な管理体制構築に向け、サーバー設置について情報収集および検討を行った。

1. 高知県内会員所属施設におけるリハビリテーションに関する実態調査
がんリハビリテーションに関する過去の調査内容を整理し、継続実施に向けた課題の確認を行った。また、他施設共同研究も視野に入れ、がん患者のニーズや、がんリハビリテーションに関わるセラピストの実態把握に向けた調査内容について協議した。
2. 高知県内会員所属施設における小児リハビリテーションに関する実態調査
小児リハビリテーション領域における現状や課題の把握に向け、実態調査実施に必要な情報収集および調査内容の整理を行った。
3. 職能・学術・福祉関連に関する実態調査
職能、学術、福祉に関する実態調査の実施に向け、運用方法および調査体制について協議した。また、四国4県協同による調査実施の可能性について検討を行った。

研究・学会運営支援部

部長 島岡 秀奉

事業計画で示した事業に関して実施結果を報告する。昨年より事業として会員の研究、学会発表を支援する目的に問い合わせ窓口を開設している。第39回高知県理学療法学会では、参加者数491名で昨年をさらに上回る過去最多の参加者であり、今年度は県内会員の参加者が212名と昨年の193名を上回った。

1. 第39回高知県理学療法学会
日時：令和8年2月23日（月）（9:00～17:10）
会場：高知健康科学大学（ハイブリッド開催）
テーマ：「地方創発」
学会長：高芝 潤 会員（近森リハビリテーション病院）
特別講演
講師：佐々木 嘉光 会員（日本理学療法士協会）
講師：下元 佳子 会員（ナチュラルハートフルケアネットワーク）
一般演題：（27題）
参加者：会員488名 非会員3名
2. 研究支援窓口の開設
研究支援を目的に各施設からの研究、学会発表などに関する要望、相談に応じる窓口を設置（ホームページに告知中）

学術誌部

部長 柏 智之

学術誌部は、機関誌『高知県理学療法』第33号の発行に向け、投稿論文の査読・編集および、会員の学術研鑽を支えるための啓蒙活動を中心に展開してきた。なお、本年度は論文投稿審査システム「Editorial Manager（以下、EM）」の導入、ならびに機関誌のペーパーレス化に向けた活動を下記に記す。

1. 論文投稿審査システムEM導入
令和7年4月より導入準備、試行期間を経て、7月よりEMの本運用が開始となった。EMの導入によって、論文投稿から査読までが一連のシステム上にてシームレスに実施可能となった。
2. 査読委員の依頼と査読要領の作成
EM導入に伴って査読委員の追加依頼と査読要領の作成を行い、1投稿論文につき複数名での査読が確実となった。
3. 投稿規定の修正
EM導入ならびに雑誌のデジタル化に向けて、これまでの投稿規定の修正を行った。また、依頼論文用の執筆規定作成も併せて行った。

4. J-Stage への登録

『高知県理学療法』の完全ペーパーレス化に向けて、J-Stage への登録作業を行った（審査待ち）。

5. 『高知県理学療法』第 33 号の編集および発行

特集テーマを「脳卒中片麻痺患者の歩行障害改善へのアプローチ」とした。依頼論文として特集 3 本、投稿論文 4 本の計 7 論文として編集した。なお、第 33 号より完全ペーパーレス化が決定し、J-Stage の審査が完了次第、登載作業を速やかに行う予定である。

生涯学習部

部長 奥田 教宏

令和 7 年度に予定していた 3 事業のうち、2 事業を開催した。生涯学習制度（後期研修）における症例検討会に関しては、希望する会員がおらず中止だったが、次年度は生涯学習制度の説明会を実施していくことで広報にも力を入れていきたい。

1. 生涯学習説明会

日 時：令和 7 年 6 月 15 日（日）（高知県理学療法士協会 定時総会と同日開催）

会 場：高知健康科学大学

テーマ：新人オリエンテーション

講 師：大畑 剛 会員（愛宕病院）、八坂 一彦 会員（高知医療学院）・他

参加者：43 名

2. 前期研修会

日 時：令和 6 年 6 月 15 日（日）（高知県理学療法士協会 定時総会と同日開催）

会 場：高知健康科学大学

テーマ：前期研修 A 領域

講 師：講義動画の視聴

参加者：43 名

3. 後期研修会（A：臨床推論）

日 時：令和 7 年 11 月 8 日

会 場：オンライン開催

テーマ：A-1 理学療法診断学① A-2 理学療法診断学② A-3 画像診断学

講 師：講義動画の視聴

参加者：2 名

4. 高知県理学療法士協会主催 症例検討会

テーマ：E-1：領域別研修（事例）

希望者がおらず中止となった。

専門領域推進部

部長 渡邊 家泰

主に理学療法の専門領域に対する学術的、技術的向上を図るための研修会等をブロック局と共同して企画を行った。令和 7 年度に企画した研修の 7 事業はすべて開催することができた。しかし、生涯学習部と連携した領域別症例検討会や各専門領域研究の情報収集、調査活動に係る情報共有・発信、啓発の企画については、他部との企画の連携や運営についての確認事項等も必要であったため、開催できなかった。今後の開催に向けて、内容や実施方法について検討していきたい。

1. 研修会の企画 6 回／年

神経領域課 2 回、運動器領域課 2 回、内部障害領域課 2 回の計 6 回

2. 理学療法講習会の企画 1 回／年

学校保健分野における理学療法士の役割と実際についての研修 1 回

3. 領域別症例検討会の企画

生涯学習部と連携した症例検討会の企画については、内容や実施方法等について議論を行ったが、検討案件も多く開催に至らなかった。

4. 各領域に係る情報共有・発信、啓発の企画

専門領域研究の情報収集、調査活動の企画については、内容や実施方法等について議論を行ったが、検討案件も多く開

催に至らなかった。

東ブロック部

部長

阿部 誠

組織再編初年度であったが、高知県理学療法士協会各部と連携し研修会を開催することができた。

1. ブロック研修会：3回／年 開催

①第1回東ブロック研修会

日 時：令和7年6月15日（日）（13:00～15:00）

会 場：高知健康科学大学

テーマ：中堅セラピスト・管理者に求められる役割と心構え

講 師：榎本 晃久 会員（愛宕病院）、野口 耕造 会員（細木病院）

参加者：8名（県内会員）

②第2回東ブロック研修会

日 時：令和7年8月28日（木）（18:30～20:00）

会 場：オンライン開催

テーマ：運動器疾患に対する疼痛管理

講 師：小田 翔太 会員（高知大学医学部附属病院）

参加者：89名（県内会員81名、県外会員8名）

③第3回東ブロック研修会

日 時：令和7年10月30日（木）（18:30～20:00）

会 場：オンライン開催

テーマ：四万十町におけるシルバーリハビリ体操の導入と指導士養成の取り組みについて

講 師：眞明 将 会員（株式会社アクトワン）、浜田 奈穂美 会員（株式会社アクトワン）

参加者：55名（県内会員49名、県外会員6名）

2. 東ブロック特別研修会：1回／年 開催

日 時：令和8年2月15日（日）（9:30～12:30）

会 場：南国病院在宅支援センター4階 センターホール、オンライン開催

テーマ：脳卒中片麻痺者の歩行再建の理論と実践

講 師：中谷 知生 氏（宝塚リハビリテーション病院）

参加者：対面研修22名（県内会員）、オンライン開催34名（県内会員31名、県外会員3名）

中央ブロック部

部長

明崎 禎輝

組織再編初年度であったが、高知県理学療法士協会各部や高知県災害リハビリテーション連絡協議会（KORAT）と連携し研修会を開催することができた。

1. ブロック研修会：3回／年 開催

①第1回中央ブロック研修会

日 時：令和7年6月15日（日）（13:00～15:00）

会 場：高知健康科学大学

テーマ：理学療法部門管理者に求められる施設基準管理

講 師：東 大和生 会員（くぼかわ病院）

参加者：15名（県内会員）

②第2回中央ブロック研修会

日 時：令和7年8月30日（土）（13:00～17:00）

会 場：高知医療学院

テーマ：災害リハビリテーション基礎研修

講 師：佐藤 亮 氏（山鹿温泉リハビリテーション病院、熊本 JRAT）

参加者：41名（県内会員30名、他職種11名）

③第3回中央ブロック研修会

日 時：令和7年12月18日（木）（18:30～20:00）

会 場：オンライン開催

テーマ：糖尿病は運動器疾患である

講 師：石黒 友康 会員（高知リハビリテーション専門職大学）

参加者：73名（県内会員65名、県外会員8名）

2. 中央ブロック特別研修会：1回/年 開催

日 時：令和7年10月10日（金）（18:30～20:00）

会 場：オンライン開催

テーマ：下肢切断のリハビリテーションにおける理学療法士の役割～評価・治療の実践ポイント～

講 師：豊田 輝 氏（帝京科学大学）

参加者：54名（県内会員44名、県外会員10名）

3. 理学療法士講習会：1回/年 開催

日 時：令和7年9月13日（土）（9:30～12:40）

会 場：オンライン開催

テーマ：学校保健分野における理学療法士の役割と実際

講 師：重島 晃史 会員（高知リハビリテーション専門職大学）

木下 裕矢 会員（いの町立国民健康保険 仁淀病院）

参加者：50名（県内会員16名、県外会員34名）

西ブロック部

部長 米津 小巻

組織再編初年度であったが、高知県理学療法士協会各部と連携し研修会を開催することができた。

1. ブロック研修会：3回/年 開催

①第1回西ブロック研修会

日 時：令和7年7月1日（火）（18:30～20:00）

会 場：オンライン開催

テーマ：脳卒中者の転倒予防に対する理学療法

講 師：田島 健太郎 会員（愛宕病院）

参加者：78名（県内会員70名、県外会員8名）

②第2回西ブロック研修会

日 時：令和7年9月26日（金）（18:30～20:00）

会 場：オンライン開催

テーマ：理学療法士が関わる産業保健

講 師：宮崎 貴仁 会員（高知病院）

参加者：65名（県内会員58名、県外会員7名）

③第3回西ブロック研修会

日 時：令和8年1月27日（火）18:30～20:00

会 場：オンライン開催

テーマ：理学療法士として“続ける力”を育てる：ワークライフバランスから考える持続可能なキャリアデザイン

講 師：細田 里南 会員（高知大学医学部附属病院）

参加者：50名（県内会員43名、県外会員7名）

2. 西ブロック特別研修会：1回/年 開催

日 時：令和7年11月28日（金）（18:30～20:00）

会 場：オンライン開催

テーマ：がん患者に寄り添うリハビリテーション

～当院における内科的治療中のリスク管理と臨床展開・職員教育の実際～

講師：彦田 由子 氏（亀田総合病院）

参加者：53名（県内会員50名、県外会員3名）

規約検討委員会

委員長 八坂 一彦

令和6年度に改正した職務権限規程の不備箇所について再審議を行うとともに、会議費規程ならびに旅費規程の改定について検討し、いずれも理事会の承認を経て改定に至った。また、定款第24条（理事の定数）の改正について検討を行い、規約検討委員会にて作成した改正案が理事会において承認され、令和8年度（第15回）定時総会へ提出することとなった。

表彰審査委員会

委員長 清岡 学

令和7年度は以下の受賞候補について各賞の要綱をもとに審査・検討を行った。

- ・第12回昭和上條医療賞候補推薦検討
- ・高知県知事表彰候補者推薦検討
- ・令和7年度公衆衛生功労者、教育奨励表彰推薦検討
- ・第57回医療功労賞推薦検討
- ・令和8年度春の叙勲推薦検討
- ・令和8年度春の外国人叙勲候補者検討
- ・読売新聞社第54回医療功労賞受賞候補者検討
- ・2025年度協会賞候補者推薦 大畑 剛 会員を推薦 受賞決定（令和8年の代議員会総会にて表彰）
- ・日本理学療法士協会名誉会員推薦検討
- ・令和8年度秋の叙勲候補者検討
- ・第78回保健文化賞及び2026年度飯田賞候補者検討

令和7年度 受賞者

2024年度厚生労働大臣表彰候補者推薦 宮本 謙三 会員が受賞

令和7年度秋の叙勲候補者推薦 山本 双一 名誉会員が叙勲旭日双光章を受章

受賞記念祝賀会を、事務局と合同で開催した。

四国理学療法士学会検討委員会

委員長 島岡 秀奉

第55回四国理学療法士学会（高知）の学会長である八坂 一彦 会員へ、前回開催時（第51回四国理学療法士学会）の会場やホームページ、学術誌の作成手順などの学会運営について申し送り、四国理学療法士会評議員会へ進捗状況を適宜報告するように助言した。

会館建設実行委員会

委員長 大畑 剛

会館積立金等の事業予算を基に不動産取得について検討したが、取得に至らず次年度引き続き検討する。

設立50周年記念実行委員会

委員長 大畑 剛

50周年記念誌の発行が年度内に未完となった。次年度早期に発行できるように準備を進める。

令和年度 公益社団法人高知県理学療法士協会 公文書発行記録

発行番号	発効日	発送先	内容
1	0201	5月1日	高知医療学院 他
2	0202	6月26日	株トーカイ 他8件
3	0301	4月10日	社会福祉法人高知県社会福祉協議会 会長 井奥和男
4	0302	4月10日	社会福祉法人高知県社会福祉協議会 会長 井奥和男
5	0303	4月17日	学校法人高知学園 高知リハビリテーション専門学校 学長 井奥和男
6	0304	5月1日	社会福祉法人高知県社会福祉協議会 会長 井奥和男
7	0305	5月2日	第58回中国四国リハビリテーション学会 学術研究部 会長 泉仁
8	0306	5月2日	第53回日本リハビリテーション医学会中国四国地方会 理事長 宮川哲夫
9	0307	5月13日	高知県若年性認知症の方と家族と支援者の会 会長 北村ゆり
10	0308	6月13日	高知県健康政策部長
11	0309	6月16日	高知県健康政策部長
12	0310	6月16日	高知県健康政策部長
13	0311	6月16日	いきいき百歳大交流大会実行委員会 代表 森本俊介
14	0312	7月17日	社会福祉法人 高知県社会福祉協議会 会長 井奥和男
15	0313	7月17日	(一社)日本高齢者虐待防止学会 理事長 池田直樹
16	0314	7月11日	リレー・フォー・ライフ・ジャパン2025高知の後援依頼について (承諾)
17	0315	7月24日	(公社)認知症の人と家族の会 高知県支部 世話人代表 楠木司
18	0316	7月25日	医療法人新松田会 愛宕病院 他
19	0317	8月9日	第21回日本高齢者虐待防止学会高知大会 大会長 知吹知之
20	0318	8月14日	第14回中国四国糖尿病指導スキルアップセミナー 世話人 有井薫
21	0319	8月21日	社会福祉法人 高知県社会福祉協議会 会長 井上浩之
22	0320	8月28日	日本司法作業療法学会 代表理事 香山明美
23	0321	9月1日	高次脳機能障害リハビリテーション講習会2025高知実行委員会 実行委員長 片岡保憲
24	0322	9月4日	一般社団法人 高知県作業療法士会 会長 浅川英則
25	0323	10月21日	(一社)日本神経理学療法学会 理事長 大畑光司
26	0324	11月7日	社会福祉法人高知県社会福祉協議会 会長 井上浩之
27	0325	11月20日	四万十町高齢者支援課 課長 三本明子
28	0326	1月5日	(一社)高知県言語聴覚士会 会長 若林豪
29	0327	1月23日	第21回日本音楽療法学会四国支部学術大会 実行委員会 実行委員長 森本加奈
30	0328	2月17日	リハビリテーション・ケア合同研究大会 高知2026
31	0329	2月20日	高知市長 桑名龍吾
32	0330	2月20日	第39回教育研究大会 教育研修会 大会長 宮川哲夫
33	0331	3月19日	高知県子ども福祉政策部長 桑名龍吾
34	0332	3月19日	医療法人新松田会 愛宕病院 他
35	0333	3月24日	第12回日本呼吸理学療法学会学術大会 大会長 西崎順二郎
36	0601	9月29日	医療法人尚和会 宝塚リハビリテーション病院 院長 田口潤吉
37	0701	7月11日	医療法人野並会 高知病院 院長 野並謙二
38	0702	9月4日	医療法人就蕉会 亀田総合病院 院長 亀田俊明
39	0801	5月1日	山鹿温泉リハビリテーション病院 総合リハビリテーション部 佐藤亮
40	0802	7月4日	高知リハビリテーション専門学校 学長 宮川哲夫 他3件
41	0803	7月7日	帝京科学大学 学長 沖永莊八 他1件
42	0901	4月14日	医療法人川村会 くぼかわ病院 院長 杉本和彦
43	0902	4月14日	社会医療法人仁生会 細木病院 院長 細木信吾
44	1201	8月14日	もりもと整形外科・内科 院長 森本哲郎 他3件
45	1202	10月14日	医療法人瑞洋会 田中整形外科病院 院長 田中康 他
46	1203	11月17日	日本赤十字社 高知県支部
47	1401	10月28日	(公社)日本理学療法士協会 副会長 佐々木蕭光
48	1401	11月10日	高知健康科学大学 学長 宮口英樹 他
49	1401	1月16日	高知市長 桑名龍吾 他2件
50	1401	1月23日	(医)防治会 いずみの病院 院長 清家真人
			高知県理学療法士協会 副会長 佐々木蕭光
			高知健康科学大学 学長 宮口英樹 他
			高知市長 桑名龍吾 他2件
			(医)防治会 いずみの病院 院長 清家真人
			高知県理学療法士協会の講師のお願い
			高知健康科学大学の講師派遣のお願い
			第39回高知県理学療法学会 開会式へのご臨席のお願い
			高知県理学療法士の理事長派遣のお願い

決 算 報 告 書

自：令和 7年 4月 1日
至：令和 8年 3月31日

公益社団法人
高知県理学療法士協会

貸借対照表

令和 8年 3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	9,982,173	11,299,567	-1,317,394
前払金	0	0	0
立替金	0	0	0
流動資産合計	9,982,173	11,299,567	-1,317,394
2. 固定資産			
(2) 特定資産			
事務局設立積立金	19,000,378	18,000,378	1,000,000
備品購入積立金	887,501	687,501	200,000
学術奨励基金積立金	446,584	446,584	0
特定資産合計	20,334,463	19,134,463	1,200,000
(3) その他固定資産			
建物	860,254	928,747	-68,493
什器備品	144,065	476,417	-332,352
ソフトウェア	572,697	81,877	490,820
電話加入権	72,000	72,000	0
その他固定資産合計	1,649,016	1,559,041	89,975
固定資産合計	21,983,479	20,693,504	1,289,975
資産合計	31,965,652	31,993,071	-27,419
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	58,936	0	58,936
前受金	7,911,000	8,082,000	-171,000
流動負債合計	7,969,936	8,082,000	-112,064
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	7,969,936	8,082,000	-112,064
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
2. 一般正味財産	23,995,716	23,911,071	84,645
正味財産合計	23,995,716	23,911,071	84,645
負債及び正味財産合計	31,965,652	31,993,071	-27,419

貸借対照表内訳表

令和 8年 3月31日現在

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合計
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金		9,982,173		9,982,173
立替金		0		0
流動資産合計	0	9,982,173	0	9,982,173
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
基本財産合計	0	0	0	0
(2) 特定資産				
事務局設立積立金		19,000,378		19,000,378
備品購入積立金		887,501		887,501
学術奨励基金積立金		446,584		446,584
特定資産合計	0	20,334,463	0	20,334,463
(3) その他固定資産				
建 物	430,127	430,127		860,254
什器備品	72,032	72,033		144,065
ソフトウェア	286,348	286,349		572,697
電話加入権	36,000	36,000		72,000
その他固定資産合計	824,507	824,509	0	1,649,016
固定資産合計	824,507	21,158,972	0	21,983,479
資産合計	824,507	31,141,145	0	31,965,652
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金		58,936		58,936
前受金		7,911,000		7,911,000
流動負債合計	0	7,969,936	0	7,969,936
2. 固定負債				
固定負債合計	0	0	0	0
負債合計	0	7,969,936	0	7,969,936
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
民間補助金	0	0	0	0
指定正味財産合計	0	0	0	0
2. 一般正味財産	824,507	23,171,209		23,995,716
正味財産合計	824,507	23,171,209	0	23,995,716
負債及び正味財産合計	824,507	31,141,145	0	31,965,652

正味財産増減計算書

令和7年 4月 1日から令和8年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	12,370,000	12,563,000	-193,000
正会費	12,150,000	12,303,000	-153,000
事助費	220,000	260,000	-40,000
県学業員受取会費	1,541,352	1,864,884	-323,532
研修会料	1,064,418	1,070,284	-5,866
広安学業員受取会費	150,934	734,600	-583,666
受取民間補助金	150,000	60,000	90,000
受取民間補助金	176,000	0	176,000
受取民間補助金	2,256,690	3,017,680	-760,990
受取民間補助金	2,256,690	2,350,700	-94,010
受取民間補助金	0	666,980	-666,980
受取民間補助金	880,773	72,353	808,420
受取民間補助金	45,289	14,103	31,186
受取民間補助金	835,484	58,250	777,234
経常収益計	17,048,815	17,517,917	-469,102
(2) 経常費用			
給料	10,893,815	11,820,516	-926,701
旅通減	1,957,230	1,653,801	303,429
消減	1,963,100	2,457,100	-494,000
消減	817,555	446,114	371,441
消減	1,241,668	1,149,894	91,774
消減	285,013	353,589	-68,576
消減	0	0	0
消減	374,409	120,476	253,933
消減	1,079,680	1,454,247	-374,567
消減	500	0	500
消減	1,110,500	1,184,450	-73,950
消減	1,006,480	1,356,537	-350,057
消減	0	0	0
消減	1,057,680	1,644,308	-586,628
消減	6,070,355	4,323,826	1,746,529
消減	312,360	348,700	-36,340
消減	769,600	540,000	229,600
消減	300,450	160,614	139,836
消減	1,025,222	827,226	197,996
消減	285,012	353,588	-68,576
消減	77,000	0	77,000
消減	221,766	443,772	-222,006
消減	242,107	255,076	-12,969
消減	112,074	112,770	-696
消減	473,000	407,000	66,000
消減	0	30,000	-30,000
消減	60,000	60,000	0
消減	258,400	269,400	-11,000
消減	1,933,364	515,680	1,417,684
経常費用計	16,964,170	16,144,342	819,828
評価損益等調整前当期経常増減額	84,645	1,373,575	-1,288,930
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	84,645	1,373,575	-1,288,930
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
什器備品除却損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	84,645	1,373,575	-1,288,930
一般正味財産期首残高	23,911,071	22,537,496	1,373,575
一般正味財産期末残高	23,995,716	23,911,071	84,645
II 指定正味財産増減の部			
受取民間補助金			0
当期指定正味財産増減額			0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	23,995,716	23,911,071	84,645

正味財産増減計算書内訳表

令和7年 4月 1日から令和8年 3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計		法人会計	その他	合計
	研修・出版事業	小計			
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産運用益					
基本財産運用益計		0			0
受取会費					
正会員受取会費	6,075,000	6,075,000	6,075,000	0	12,150,000
賛助会員受取会費	110,000	110,000	110,000		220,000
入会金	0	0	0		0
受取会費計	6,185,000	6,185,000	6,185,000	0	12,370,000
事業収益					
県学会参加料	1,064,418	1,064,418			1,064,418
研修事業収益	150,934	150,934			150,934
広告料収入	150,000	150,000			150,000
安全運転事業収益	176,000	176,000			176,000
事業収益計	1,541,352	1,541,352	0	0	1,541,352
受取補助金等					
受取民間補助金	2,256,690	2,256,690	0		2,256,690
受取民間助成金	0	0	0		0
受取補助金等計	2,256,690	2,256,690	0	0	2,256,690
受取負担金					0
受取寄付金					0
受取寄付金計	0	0	0	0	0
雑収益					
受取利息			45,289	0	45,289
雑収益			835,484		835,484
雑収益計	0	0	880,773	0	880,773
経常収益計	9,983,042	9,983,042	7,065,773	0	17,048,815
(2) 経常費用					
事業費					
給料手当	1,957,230	1,957,230		0	1,957,230
会議費	1,911,900	1,911,900		51,200	1,963,100
旅費交通費	801,955	801,955		15,600	817,555
通信運搬費	1,241,668	1,241,668		0	1,241,668
減価償却費	285,013	285,013		0	285,013
消耗什器備品費	0	0		0	0
消耗品費	374,409	374,409		0	374,409
印刷製本費	1,079,680	1,079,680		0	1,079,680
光熱水料費	500	500		0	500
賃借料	1,110,500	1,110,500		0	1,110,500
諸謝金	1,006,480	1,006,480		0	1,006,480
支払負担金	0	0		0	0
雑費	881,024	881,024		176,656	1,057,680
事業費計	10,650,359	10,650,359	0	243,456	10,893,815
管理費					
給料手当			312,360		312,360
会議費			769,600		769,600
旅費交通費			300,450		300,450
通信運搬費			1,025,222		1,025,222
減価償却費			285,012		285,012
消耗什器備品費			77,000		77,000
消耗品費			221,766		221,766
印刷製本費			242,107		242,107
光熱水料費			112,074		112,074
賃借料			473,000		473,000
諸謝金			0		0
租税公課			60,000		60,000
支払負担金			258,400		258,400
雑費			1,933,364		1,933,364
管理費計	0	0	6,070,355		6,070,355
経常費用計	10,650,359	10,650,359	6,070,355	243,456	16,964,170
評価損益等調整前当期経常増減額					
当期経常増減額	△ 667,317	△ 667,317	995,418	△ 243,456	84,645
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用					
什器備品除却損			0	0	0
経常外費用計	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 667,317	△ 667,317	995,418	△ 243,456	84,645
他会計振替額	712,302	712,302	△ 955,758	243,456	0
税引前当期一般正味財産増減額	44,985	44,985	39,660	0	84,645
当期一般正味財産増減額	44,985	44,985	39,660	0	84,645
一般正味財産期首残高	779,522	779,522	23,131,549	0	23,911,071
一般正味財産期末残高	824,507	824,507	23,171,209	0	23,995,716
II 指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	824,507	824,507	23,171,209	0	23,995,716

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ①建物
平成19年4月1日以降取得したものについては定額法
- ②器具及び備品
平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定率法、
平成19年4月1日以降、平成24年3月31日以前に取得したものについては250%定率法、
平成24年4月1日以後に取得したものについては200%定率法
- ③ソフトウェア
均等償却

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
小 計	0	0	0	0
特定資産				
事務局設立積立金	18,000,378	1,000,000		19,000,378
備品購入積立金	687,501	200,000		887,501
学術奨励基金積立金	446,584			446,584
小 計	19,134,463	1,200,000	0	20,334,463
合 計	19,134,463	1,200,000	0	20,334,463

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に対応す る額)
基本財産				
小 計	0	0	0	0
特定資産				
事務局設立積立金	19,000,378	0	19,000,378	0
備品購入積立金	887,501	0	887,501	0
学術奨励基金積立金	446,584	0	446,584	0
小 計	20,334,463	0	20,334,463	0
合 計	20,334,463	0	20,334,463	0

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建 物 (建 物)	1,630,800	770,546	860,254
器具及び備品 (器具及び備品)	4,463,066	4,319,001	144,065
器具及び備品 (ソフトウェア)	1,010,900	438,203	572,697
合 計	7,104,766	5,527,750	1,577,016

附 属 明 細 書

1. 重要な固定資産の明細

(単位：円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
基本財産	基本財産計	0	0	0	0
特定資産	事務局設立積立金	18,000,378	1,000,000	0	19,000,378
	備品購入積立金	687,501	200,000	0	887,501
	学術奨励基金積立金	446,584	0	0	446,584
	特定資産計	19,134,463	1,200,000	0	20,334,463
その他固定資産	建物	928,747		68,493	860,254
	什器備品	476,417		332,352	144,065
	ソフトウェア	81,877	660,000	169,180	572,697
	電話加入権	72,000	0		72,000
	その他固定資産計	1,559,041	660,000	570,025	1,649,016

財 産 目 録

令和 8年 3月31日現在

(単位：円)

貸 借 対 照 表 科 目	場 所 ・ 物 量 等	使 用 目 的 等	金 額
(流動資産)			
普通預金	四国銀行/上町支店 普通預金		9,982,173
流動資産合計			9,982,173
(固定資産)			
基本財産			
特定資産			
事務局設立積立金	四国銀行/上町支店 普通預金	事務局設立積立	19,000,378
備品購入積立金	四国銀行/上町支店 普通預金	備品購入積立	887,501
学術奨励基金積立金	高知信用金庫/上街支店 普通預金	学術奨励基金積立	446,584
その他固定資産			
建 物	固定資産台帳参照		860,254
什器備品	固定資産台帳参照		144,065
ソフトウェア	固定資産台帳参照		572,697
電話加入権	固定資産台帳参照		72,000
固定資産合計			21,983,479
資産合計			31,965,652
(流動負債)			
未払金	広報誌部 発送費		58,936
前受金	令和8年会費前受分・教育部民間前受		7,911,000
流動負債合計			7,969,936
(固定負債)			
固定負債合計			0
負債合計			7,969,936
正味財産			23,995,716

予算対比正味財産増減計算書

令和7年 4月 1日から令和8年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差 異
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受 取 費	12,450,000	12,370,000	80,000
正 会 員 受 取 費	12,150,000	12,150,000	0
費 助 会 員 受 取 費	300,000	220,000	80,000
入 事 業 会 収 益	0	0	0
事 業 会 収 益	1,240,000	1,541,352	-301,352
県 学 会 参 加 料	0	1,064,418	-1,064,418
研 究 告 白 講 習 収 入	1,180,000	150,934	1,029,066
広 告 運 轉 講 習 収 入	60,000	150,000	-90,000
受 取 補 助 金	0	176,000	-176,000
受 取 補 助 金	2,030,000	2,256,690	-226,690
受 取 補 助 金	2,030,000	2,256,690	-226,690
受 取 補 助 金	0	0	0
受 取 補 助 金	20,000	880,773	-860,773
受 取 補 助 金	5,000	45,289	-40,289
受 取 補 助 金	15,000	835,484	-820,484
経常収益計	15,740,000	17,048,815	-1,308,815
(2) 経常費用			
事 業 費	8,171,200	10,893,815	-2,722,615
講 議 師 料	700,000	1,957,230	-1,257,230
旅 通 減 費	1,036,600	1,963,100	-926,500
通 信 費	854,000	817,555	36,445
消 耗 什 耗	1,705,000	1,241,668	463,332
消 耗 什 耗	0	285,013	-285,013
消 耗 什 耗	0	0	0
消 耗 什 耗	0	374,409	-374,409
消 耗 什 耗	1,408,000	1,079,680	328,320
消 耗 什 耗	0	500	-500
消 耗 什 耗	1,321,000	1,110,500	210,500
消 耗 什 耗	0	1,006,480	-1,006,480
消 耗 什 耗	0	0	0
消 耗 什 耗	1,146,600	1,057,680	88,920
消 耗 什 耗	7,444,000	6,070,355	1,373,645
消 耗 什 耗	2,200,000	312,360	1,887,640
消 耗 什 耗	910,000	769,600	140,400
消 耗 什 耗	210,000	300,450	-90,450
消 耗 什 耗	1,285,000	1,025,222	259,778
消 耗 什 耗	0	285,012	-285,012
消 耗 什 耗	0	77,000	-77,000
消 耗 什 耗	580,000	221,766	358,234
消 耗 什 耗	305,000	242,107	62,893
消 耗 什 耗	220,000	112,074	107,926
消 耗 什 耗	494,000	473,000	21,000
消 耗 什 耗	0	0	0
消 耗 什 耗	270,000	258,400	11,600
消 耗 什 耗	60,000	60,000	0
消 耗 什 耗	0	0	0
消 耗 什 耗	910,000	1,933,364	-1,023,364
経常費用計	15,615,200	16,964,170	-1,348,970
評価損益等調整前当期経常増減額	124,800	84,645	40,155
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	124,800	84,645	40,155
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	124,800	84,645	40,155
一般正味財産期首残高	3,217,567	23,911,071	-20,693,504
一般正味財産期末残高	3,342,367	23,995,716	-20,653,349
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額			
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	3,342,367	23,995,716	-20,653,349

収支予算書

令和8年 4月 1日から令和9年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
会費収入	12,450,000	12,450,000	0
正職員会費収入	12,150,000	12,150,000	0
正職員会費収入	300,000	300,000	0
会費収入	0	0	0
事業収入	1,040,000	1,240,000	-200,000
研修費収入	980,000	1,180,000	-200,000
広告費収入	60,000	60,000	0
県学協会等収入	0	0	0
安全運転補助金収入	0	0	0
補民雑受取利息収入	2,030,000	2,030,000	0
補民雑受取利息収入	2,030,000	2,030,000	0
雑受取利息収入	20,000	20,000	0
雑受取利息収入	5,000	5,000	0
雑受取利息収入	15,000	15,000	0
事業活動収入計	15,540,000	15,740,000	-200,000
2. 事業活動支出			
事業費支出	10,182,950	8,171,200	2,011,750
講義料支出	1,345,000	700,000	645,000
旅費支出	1,966,200	1,036,600	929,600
通減価償却費支出	1,561,300	854,000	707,300
消耗什器備品費支出	883,500	1,705,000	-821,500
印刷製本料費支出	35,700	0	35,700
光熱借入金利息支出	70,000	0	70,000
諸租税公課支出	92,000	0	92,000
雑費支出	1,403,000	1,408,000	-5,000
管理費支出	0	0	0
給会旅費支出	1,688,250	1,321,000	367,250
給会旅費支出	0	0	0
給会旅費支出	0	0	0
給会旅費支出	1,138,000	1,146,600	-8,600
給会旅費支出	6,717,450	7,444,000	-726,550
給会旅費支出	2,350,000	2,200,000	150,000
給会旅費支出	985,000	910,000	75,000
給会旅費支出	220,000	210,000	10,000
給会旅費支出	945,000	1,285,000	-340,000
給会旅費支出	35,700	0	35,700
給会旅費支出	0	0	0
給会旅費支出	190,000	580,000	-390,000
給会旅費支出	165,000	305,000	-140,000
給会旅費支出	220,000	220,000	0
給会旅費支出	456,750	494,000	-37,250
給会旅費支出	270,000	270,000	0
給会旅費支出	60,000	60,000	0
給会旅費支出	0	0	0
給会旅費支出	0	0	0
給会旅費支出	0	0	0
給会旅費支出	820,000	910,000	-90,000
事業活動支出計	16,900,400	15,615,200	1,285,200
事業活動収支差額	-1,360,400	124,800	-1,485,200
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
特定資産積立金支出	0	0	0
固定資産取得支出	0	0	0
投資活動支出計	0	0	0
投資活動収支差額	0	0	0
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
当期収支差額	-1,360,400	124,800	-1,485,200
前期繰越収支差額	2,012,237	3,217,567	-1,205,330
次期繰越収支差額	651,837	3,342,367	-2,690,530

収支計算書

令和7年 4月 1日から令和8年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差 異
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
会費収入	12,450,000	12,370,000	80,000
正職員会費収入	12,150,000	12,150,000	0
助員会費収入	300,000	220,000	80,000
事業収入	0	0	0
研究費収入	1,240,000	1,541,352	-301,352
修学会料収入	1,180,000	150,934	1,029,066
安修学会料収入	60,000	150,000	-90,000
補助金収入	0	1,064,418	-1,064,418
補助金収入	0	176,000	-176,000
補助金収入	2,030,000	2,256,690	-226,690
補助金収入	2,030,000	2,256,690	-226,690
雑収入	20,000	880,773	-860,773
雑収入	5,000	45,289	-40,289
雑収入	15,000	835,484	-820,484
事業活動収入計	15,740,000	17,048,815	-1,308,815
2. 事業活動支出			
事業費支出	8,171,200	10,608,802	-2,437,602
給料費支出	0	1,957,230	-1,957,230
旅費支出	1,036,600	1,963,100	-926,500
通信費支出	854,000	817,555	36,445
減価償却費支出	1,705,000	1,241,668	463,332
消耗什器備品費支出	0	0	0
印刷製本費支出	0	0	0
印刷製本費支出	1,408,000	1,079,680	328,320
印刷製本費支出	0	500	-500
賃借料支出	1,321,000	1,110,500	210,500
諸謝金支出	0	1,006,480	-1,006,480
講師料支出	700,000	0	700,000
雑費支出	1,146,600	1,057,680	88,920
管理費支出	7,444,000	5,785,343	1,658,657
給福厚生費支出	2,200,000	312,360	1,887,640
福利厚生費支出	0	0	0
旅費支出	910,000	769,600	140,400
通信費支出	210,000	300,450	-90,450
減価償却費支出	1,285,000	1,025,222	259,778
消耗什器備品費支出	0	0	0
消耗什器備品費支出	0	77,000	-77,000
印刷製本費支出	580,000	221,766	358,234
印刷製本費支出	305,000	242,107	62,893
印刷製本費支出	220,000	112,074	107,926
賃借料支出	494,000	473,000	21,000
支払負担金支出	270,000	258,400	11,600
租税公課支出	60,000	60,000	0
諸謝金支出	0	0	0
維持管理費支出	0	0	0
雑費支出	910,000	1,933,364	-1,023,364
その他の事業活動支出	0	0	0
その他の事業活動支出	0	0	0
事業活動支出計	15,615,200	16,394,145	-778,945
事業活動収支差額	124,800	654,670	-529,870
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
特定資産積立金取崩収入	0	0	0
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
特定資産積立金支出	0	1,200,000	-1,200,000
固定資産取得支出	0	660,000	-660,000
投資活動支出計	0	1,860,000	-1,860,000
投資活動収支差額	0	-1,860,000	1,860,000
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
当期収支差額	124,800	-1,205,330	1,330,130
前期繰越収支差額	3,217,567	3,217,567	0
次期繰越収支差額	3,342,367	2,012,237	1,330,130

収支計算書に対する注記

1. 資金の範囲

資産	負債
現金	未払金
当座預金	未払費用
普通預金	前受金
未収会費	預り金
未収金	仮受金
前払金	
前払費用	
立替金	
仮払金	

2. 資金の範囲の変更

なし

3. 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期末残高
現金	0	0
普通預金	11,299,567	9,982,173
未収金	0	0
立替金	0	0
合 計	11,299,567	9,982,173
未払金	8,082,000	58,936
前受金	0	7,911,000
合 計	8,082,000	7,969,936
次期繰越収支差額	3,217,567	2,012,237

固定資産減価償却内訳明細書

(令和 7年 4月 1日 ~ 令和 8年 3月 31日)

商号：公益社団法人 高知県理化学療法士協会

P - 1

【全登録資産】

印刷：令和 8年 4月 20日 (10:54)
(単位：円)

備 考	固定資産コード	原価区分(%) 原・取・外 部 門	名 称 構 造 ・ 細 目	償却 方法 数量	事業供用 年 月 年 分	(5%相当額) 取得価額	期首帳簿価額	償却基礎金額	耐用 年数 償却 率	償却限度額		当期償却額	償却累計額	期末帳簿価額	摘要
										普通償却限度額	特別償却限度額				
											合 計				
			【建物(定額法)】												
	0000000022	0・100・0	事務室改修工事一式 木造事務所用 建物(定額法) 計	定額法 1.00式	H27. 1	1,630,800	928,747	1,630,800	24年 12 0.042		68,493	68,493	770,546	860,254	
						1,630,800	928,747	1,630,800			68,493	68,493	770,546	860,254	
						【期末資産の取得価額】	【期中買入額】	【期中売却額】			【売却損】	【売却時処分見込額】	【除却損】		
						1,630,800	0	0			0	0	0		
			【器具及び備品(200%定率法)】												
	0000000016	0・100・0	液晶プロジェクター 事務・通信機器その他の事務機器	200%定率法 1.00台	H27. 1	317,520	1	(0.500)	5年 12 0.400		0	0	317,519	1	
	0000000023	0・100・0	デスクトップパソコン 事務・通信機器電子計算機(〆/コ)	ESPRIMO D583/MX200%定率法 1.00台	H27. 12	213,408	1	(1.000)	4年 12 0.500		0	0	213,407	1	
	0000000024	0・100・0	富士通パソコン 事務・通信機器電子計算機(〆/コ)	ESPRIMO D586/MX200%定率法 1.00台	H28. 4	237,492	1	(1.000)	4年 12 0.500		0	0	237,491	1	
	0000000025	0・100・0	パソコン(短社部) 事務・通信機器電子計算機(〆/コ)	200%定率法 1.00台	H29. 4	172,184	1	(1.000)	4年 12 0.500		0	0	172,183	1	
	0000000026	0・100・0	パソコン(学術部) 事務・通信機器電子計算機(〆/コ)	200%定率法 1.00台	H30. 1	102,592	1	(1.000)	4年 12 0.500		0	0	102,591	1	
	0000000029	0・100・0	ノートパソコン 事務・通信機器電子計算機(〆/コ)	200%定率法 1.00台	R 1. 9	185,760	1	(1.000)	4年 12 0.500		0	0	185,759	1	
	0000000027	0・100・0	デスクトップパソコン 事務・通信機器電子計算機(〆/コ)	200%定率法 1.00台	R 1. 11	162,470	1	(1.000)	4年 12 0.500		0	0	162,469	1	
	0000000028	0・100・0	ノートパソコン2(学術部) 事務・通信機器電子計算機(〆/コ)	200%定率法 1.00台	R 1. 11	165,000	1	(1.000)	4年 12 0.500		0	0	164,999	1	
	0000000030	0・100・0	富士通LIFEBOOK PC6台 事務・通信機器電子計算機(〆/コ)	200%定率法 6.00台	R 3. 8	1,135,200	6	(1.000)	4年 12 0.500		0	0	1,135,194	6	
	0000000031	0・100・0	複合機 事務・通信機器複写機	200%定率法 1.00台	R 3. 9	460,900	76,326	(0.500)	5年 12 0.400		38,163	38,163	422,737	38,163	
	0000000033	0・100・0	ノートパソコン富士通LIFEBOOK 事務・通信機器電子計算機(〆/コ)	200%定率法 1.00台	R 4. 9	182,600	32,336	(1.000)	4年 12 0.500		32,335	32,335	182,599	1	
	0000000034	0・100・0	ノートパソコン富士通LIFEBOOK 事務・通信機器電子計算機(〆/コ)	200%定率法 1.00台	R 4. 11	182,600	36,140	(1.000)	4年 12 0.500		36,139	36,139	182,599	1	
	0000000035	0・100・0	ノートパソコン富士通LIFEBOOK 事務・通信機器電子計算機(〆/コ)	200%定率法 3.00台	R 5. 1	547,800	119,832	(1.000)	4年 12 0.500		119,831	119,831	547,799	1	
	0000000036	0・100・0	富士通ノートパソコン 事務・通信機器電子計算機(〆/コ)	200%定率法 1.00式	R 5. 10	182,600	68,475	68,475	4年 12 0.500		34,237	34,237	148,362	34,238	
	0000000037	0・100・0	PC 事務・通信機器電子計算機(〆/コ)	200%定率法 1.00台	R 6. 8	214,940	143,294	143,294	4年 12 0.500		71,647	71,647	143,293	71,647	

(注1) 償却累計額の合計は期末所有資産のみの合計を表示しています。

(注2) 種類が機械及び装置の普通償却限度額の上段は、増加償却の割合と金額を表示しています。

(注3) 圧縮記録簿を積立金方式で行っている場合は、TPS1000のメニュー「332 法人税・地方税ワーキングシートの入力」で、圧縮積立金取崩額を別表4に直接入力してください。

(注4) 改定償却率による計算を開始している資産は、「償却基礎金額」列の上段に「改定償却率」、下段に「改定取得価額」を表示しています。

(注5) 経過リース期間定額法を適用している資産の場合は、「耐用年数」列及び「償却期間」列に「改定リース期間」を表示しています。

TKC

11249087

中嶋司 税理士事務所

(TPS1000-K3 Copyright (C) TKC)

固定資産減価償却内訳明細書
(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

商号：公益社団法人 高知県理学療法士協会

P - 2

【全登録資産】

印刷：令和8年4月20日(10:54)
(単位：円)

備 考	固定資産コード	原価区分(%) 原・取・外 部	名 称	事業供用 年 数	償却 方法 数量	(5%相当額) 取得価額	期首帳簿価額 【期中買入額】	償却基礎金額 【期中売却額】	耐用 年数 償却 率	償却限度額		当期償却額	償却累計額	期末帳簿価額	摘要
										普通償却限度額 【売却損】	特別償却限度額 【売却益】				
			器具及び備品(200%定率法) 計			4,463,066 【期末資産の取得価額】	476,417 【期中買入額】	943,150 【期中売却額】			332,352 【売却損】	332,352 【売却損】	4,319,001 4,319,001	144,065	
			【ソフトウエア(定額法)】												
	0000000032	0-100-0	PCA公益法人会計DX ソフトウエアその他	R 3.6 1.00式	定額法	350,900	81,877	350,900	0.200	12	70,180	70,180	339,203	11,697	
	0000000038	0-100-0	学術誌EM導入 ソフトウエアその他	R 7.7 1.00	定額法	660,000		660,000	0.200	12	99,000	99,000	99,000	561,000	
			ソフトウエア(定額法) 計			1,010,900 【期末資産の取得価額】	81,877 【期中買入額】	1,010,900 【期中売却額】			169,180 【売却損】	169,180 【売却損】	438,203 438,203	572,697	
			(種類別合計)												
			建物			1,630,800	928,747	1,630,800			68,493	68,493	770,546 770,546	860,254	
			器具及び備品			4,463,066	476,417	943,150			332,352	332,352	4,319,001 4,319,001	144,065	
			ソフトウエア			1,010,900	81,877	1,010,900			169,180	169,180	438,203 438,203	572,697	
			合計			7,104,766	1,487,041	3,584,850			570,025	570,025	5,527,750 5,527,750	1,577,016	
			(償却方法別合計)												
			200%定率法			4,463,066	476,417	943,150			332,352	332,352	4,319,001 4,319,001	144,065	
			定額法			2,641,700	1,010,624	2,641,700			237,673	237,673	1,208,749 1,208,749	1,432,951	
			合計			7,104,766	1,487,041	3,584,850			570,025	570,025	5,527,750 5,527,750	1,577,016	

(注1) 償却累計額の合計は期末所有資産のみの合計を表示しています。
(注2) 種類が機械及び装置の普通償却限度額の上段は、増加償却の割合と金額と金額を表示しています。
(注3) 圧縮記帳を積立金方式で行っている場合は、TPS1000のメニュー「332 法人税・地方税ワーキングシートの入力」で、圧縮積立金取崩額を別表4に直接入力してください。
(注4) 改定償却率による計算を開始している資産は、「償却基礎金額」列の上段に「改定償却率」、下段に「改定取得価額」を表示しています。
(注5) 経過リース期間定額法を適用している資産の場合は、「耐用年数」列及び「償却期間」列に「改定リース期間」を表示しています。

中嶋司 税理士事務所

(TPS1000-K3 Copyright (C) TKC)

償却資産種類別合計表

(令和 7年 4月 1日 ~ 令和 8年 3月31日)

商号：公益社団法人 高知県理学療法士協会 (087)
 部門：(全社合計)

P - 1
 印刷：令和 8年 4月20日 (10:54)

【全登録資産】 【自社資産】

償却資産の種類	取得価額	期首帳簿価額	償却基礎金額	当期償却限度額			償却限度額合計	当期償却実施額	償却累計額	期末帳簿価額
				普通償却限度額	特別償却限度額	0				
11 建物	1,630,800	928,747	1,630,800	68,493	0	68,493	68,493	770,546	860,254	
18 器具及び備品	4,463,066	476,417	476,417	332,352	0	332,352	332,352	4,319,001	144,065	
39 ソフトウェア	1,010,900	81,877	1,010,900	169,180	0	169,180	169,180	438,203	572,697	
合 計	7,104,766	1,487,041	3,118,117	570,025	0	570,025	570,025	5,527,750	1,577,016	

(注) 「当期償却実施額」欄の上段には、剰余金処分方式による特別償却限度額を表示しています。

償却資産勘定科目別合計表
(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

商号：公益社団法人 高知県理学療法士協会 (087)
部門：(全社合計)

P - 1
印刷：令和8年4月20日(10:54)
(単位：円)

勘定科目	取得価額	期首帳簿価額	当期償却額	原価区分別償却額内訳				償却累計額	期末帳簿価額
				製造原価	販売管理費	営業外費用	特別損失		
1211 建物	1,630,800 1,630,800	928,747	68,493	0	68,493	0	0	770,546 770,546	860,254
1216 工具・器具・備品	4,463,066 4,463,066	476,417	332,352	0	332,352	0	0	4,319,001 4,319,001	144,065
有形固定資産計	6,093,866 6,093,866	1,405,164	400,845	0	400,845	0	0	5,089,547 5,089,547	1,004,319
								【一括償却資産を除く期末所有資産の償却累計額】	
1237 ソフトウェア	1,010,900 1,010,900	81,877	169,180	0	169,180	0	0	438,203 438,203	572,697
無形固定資産計	1,010,900 1,010,900	81,877	169,180	0	169,180	0	0	438,203 438,203	572,697
合計	7,104,766 7,104,766	1,487,041	570,025	0	570,025	0	0	5,527,750 5,527,750	1,577,016

(注1)「取得価額」欄および「償却累計額」欄の上段は、期末所有資産のみの合計を表示しています。
(注2)「当期償却額」欄の上段には、剰余金処分方式による特別償却限度額を表示しています。

中嶋司 税理士事務所

TKC
11249087
(TPS1000-K3 Copyright (C) TKC)

翌期概算償却額計算書（勘定科目別・原価区分別合計表）

（令和8年4月1日～令和9年3月31日）

商号：公益社団法人 高知県理学療法士協会 (087)

P - 1

印刷：令和8年4月20日(10:54)
(単位：円)

勘定科目名	取得価額	翌期首帳簿価額	翌期概算償却額		特別償却額	原価区分別内訳		翌期末償却累計額	翌期末帳簿価額
			普通償却額	5,707		製造原価	販売管理費		
1211 建物	1,630,800	860,254	5,707	0	0	0	5,707	0	791,761
1216 工具・器具・備品	4,463,066	144,065	68,493	0	0	0	68,493	0	35,843
1237 ソフトウェア	1,010,900	572,697	9,018	0	0	0	9,018	0	429,000
			108,222	0	0	0	108,222	0	
			11,974	0	0	0	11,974	0	
			143,697	0	0	0	143,697	0	
合 計	7,104,766	1,577,016	26,699	0	0	0	26,699	0	1,256,604
			320,412	0	0	0	320,412	0	

(注) 1. この帳票は、仮にマスターの年次更新を行った場合の帳簿価額を基礎として、各償却資産ごとの償却額（上段月額、下段年額）及び翌期の期末帳簿価額を計算し、勘定科目ごとの合計額を表示しています。（償却方法が「その他」の場合は、概算償却額の計算は行いません。）
 2. 翌期の概算償却額には、当期の特別償却不足額が加算されています。
 3. 旧定率法または定率法(250%・200%)による償却計算の基礎となる金額には、当期における償却過不足額を加減していません。

TKC
11249087

中嶋司 税理士事務所

(TPS1000-K3 Copyright (C) TKC)

令和7年度 公社) 高知県理学療法士協会監査報告

令和7年度公益社団法人高知県理学療法士協会の収支・事業報告に基づき、令和8年5月1日に監査を実施し、帳簿並びに証拠書類は正確且つ適切に処理されていることを認める。また、理事の業務執行に関する不正の事実は認められなかった。

令和8年5月1日

監事 市村 瑞也 
監事 栗山 裕司 
監事 野村 章子 

- 1 本年度は、一部中止や遅延した事業はあるものの本年度計画事業は概ね実施されていた。次年度計画事業は漏れなく速やかに実施し、年度をまたぐ支出を含め、各部の予算計画を漏れなく立て、会計処理を適切に行うべし。
- 2 各部報告書類に関しては一部修正の必要性を認めたが、概ね事務局提示様式に準じて作成されていた。今後も遅滞することなく提出するよう関係役員はその職責を果たされたい。
- 3 本年度より大幅な組織改編が行われたが、各部・委員会の職務・業務分担を明確化し、各部局間の連携・協力体制の整備・強化が図られている。部局数の増加に伴い、新たな人材を多数配置しているにもかかわらず、各部局に配置された役員の高い実行力の成果により、効率的な事業実施がなされていた。引き続き各部は、常に業務内容の見直しを図り、より効率的な運営を模索されたい。また、部員・委員の育成に努め、不測の事態に対応できる体制の構築に努められたい。
- 4 会員数の減少傾向は、妙案なき問題でもあるが、引き続き粘り強く、休会・退会会員数の減少への対応に一層努められたい。
- 5 執行部ならびに各部は、県民の医療・保健・福祉の発展に寄与すべく、また、会員の帰属意識を向上できるように、年度ならびに中・長期事業計画の企画・立案を検討されたい。

以上

定款の変更について

定款の改正背景について

1) 役員の数について

(定款第 24 条第 1 項)

本会は、事務局・社会局・学術局・ブロック局による局制を基盤として事業運営を行っている。近年、協会事業の拡大および会務の多様化に伴い、各局における役割や業務量も増加しており、安定した組織運営を継続するためには、一定数の理事配置が必要な状況となっている。

現行定款では、理事定数を「8 名以上 11 名以内」と定めているが、実務上は 11 名体制を基本として運営している状況である。このような現状を踏まえ、組織運営の実態に即した体制整備を図るとともに、役割分担の明確化および継続的かつ安定的な法人運営を推進するため、理事定数を「11 名」に改正するものである。

新旧対照表

改正案	現 行
<p>(役員及び機関の設置)</p> <p>第 24 条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 11 名</p> <p>(2) 監事 3 名</p> <p>略</p> <p>附則</p> <p>略</p> <p>5 この規則は、平成 31 年 3 月 10 日に一部改正し、施行する。</p> <p>この規則は、令和 4 年 6 月 19 日に一部改正し、施行する。</p> <p>この規則は、令和 6 年 6 月 9 日に一部改正し、施行する。</p> <p>この規則は、令和 7 年 6 月 15 日に一部改正し、施行する。</p> <p><u>この規則は、令和 8 年 6 月 14 日に一部改正し、施行する。</u></p>	<p>(役員及び機関の設置)</p> <p>第 24 条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 8 名以上 11 名以内</p> <p>(2) 監事 3 名</p> <p>略</p> <p>附則</p> <p>略</p> <p>5 この規則は、平成 31 年 3 月 10 日に一部改正し、施行する。</p> <p>この規則は、令和 4 年 6 月 19 日に一部改正し、施行する。</p> <p>この規則は、令和 6 年 6 月 9 日に一部改正し、施行する。</p> <p>この規則は、令和 7 年 6 月 15 日に一部改正し、施行する。</p>

令和 8 年度

事業計画および予算

令和 8 年度の事業の基本方針

会長 大畑 剛

令和 8 年度は、令和 7 年度に再編した組織体制を基盤として、各部局活動の安定運用とさらなるブラッシュアップを図り、会員サービスの向上および県民への健康施策の提供に一層努めてまいります。

ここ数年、会員の組織率低下が大きな課題として指摘されており、日本理学療法士協会と連携しながら、啓発活動を強化していく方針です。令和 8 年度は、登録理学療法士制度における初めての更新年度にあたります。この制度の開始以降、認定理学療法士・専門理学療法士取得者のみならず、経験年数により登録理学療法士となった多くの会員が更新手続きを必要としています。詳細につきましては、高知県理学療法士協会ニュース「教えて！生涯学習制度」をご参照いただければ幸いです。本会としても、積極的な情報公開とポイント取得機会の提供に努めてまいります。

近年、日本理学療法士協会においては、入会率の低下や休会者の増加が課題として挙げられており、本協会においても同様の傾向が推察されます。また、休会制度の変更や印刷費・輸送費の高騰など、協会運営を取り巻く環境も変化しています。こうした状況を踏まえ、限られた資源を有効活用しながら、会員にとって有益な情報発信や学習機会の提供を継続できるよう、効率的かつ持続可能な運営体制の構築を進めてまいります。

令和 8 年度の基本方針として、「会員あつての協会」であることを改めて念頭に置き、生涯学習機会の提供や診療報酬制度の解説など、日々の業務に直結するサービスの充実を図るべく事業設計を行いました。また、協会運営を持続可能なものとするため、部長・部員への過度な負担を避け、ICT 機器の活用を積極的に進めてまいります。十分とは言えませんが、部員の皆様のご負担に配慮し、会議費につきましては 1 時間あたり 300 円の増額を行いました。加えて、平時からの会員間ネットワークの強化を目的として、ブロック活動や災害支援体制との連携を推進し、情報が確実に届く組織づくりにも取り組んでまいります。

また、地域支援・学校保健・産業保健・スポーツ分野などを通じて、県民の健康増進に寄与する活動も継続してまいります。

令和 8 年度は、「組織基盤の強化と会員連携の深化」をテーマに、各部局において事業を推進してまいります。多くの会員のご理解とご協力を引き続きよろしくお願い申し上げます。

各部・委員会の事業計画（令和8年度）

総務部【全て法人事業】

部長 榎本 晃久

公益社団法人における国及び自治体機関への提出書類の作成と提出など事務手続きを行う。また、事務職員との連携により各種書類作成・確認・保管や事務処理・手続き等を効率的且つ円滑に進め、事務局機能の一層の充実を図る。高知県理学療法士協会内においては、各部および委員会間の調整を図り、会員管理・協会との連絡など、高知県理学療法士協会運営事務の円滑化に努める。さらに、賛助会員や広告企業の増加に務める。

1. 法人運営に係わる書類の作成と提出
2. 日本理学療法士協会との連絡・調整
3. 諸会議の開催・議事録保存
4. 会員管理
5. 公文書管理
6. 賛助会員募集
7. 広告企業募集
8. 広報誌などの発送業務
9. 各委員会の業務の補助と資料管理
10. 事務室での事務処理の統括および円滑化の促進
11. 臨床実習指導者講習会への運営協力
12. Web 会議システムの管理・運用
13. 協会保有パソコンの管理および運用体制の構築
14. ICT利活用の促進
15. 高知県理学療法士協会設立 50 周年式典記念誌の作成・発行
16. 契約書などの作成および管理
17. その他の事務処理

財務部【全て法人事業】

部長 谷脇 弘将

公益社団法人の会計基準に沿い、資産の管理を行う。県や会計事務所及び監事より指導をうけた必要書類の作成や会計基準を各部に周知徹底する。日本理学療法士協会からの送金に対して正確な内訳表を作成する。引き続き、事務職員に対して指導を的確に行い、連携しながら事務局機能の強化を進める。円滑な運営の為に、インターネットバンキングに関して、理事・各部長・会計の周知徹底を図る。財務部員の補充検討を行い、財務部活動に対しての教育を行っていく。

1. 令和7年度収支決算報告書の作成
2. 令和8年度中間監査書類の作成（各部の執行率表の作成・出納簿の確認など）
3. 令和9年度予算資料の作成
4. 高知県へ財務書類の迅速且つ正確な提出（決算・予算）
5. 財務部員の育成、各部出納簿（支出）の管理・指導
6. インターネットバンキングの運用・管理
7. 日本理学療法士協会より送金された内訳表の作成（会費・研修会費など）、収入管理、納入者および未納者の確認
8. 各部において適時財務関係書類説明、出納簿確認
9. 会計システムの運用、会計事務所との連携
10. 事務職員に対しての教育・指導・連携

厚生部【全て他1】

部長 江口 智博

会員の健康増進、福利厚生の上、会員間の相互交流を深めることを目的に、下記の内容の企画・運営を行う。

1. 新人・転入会員歓迎会
日 時：令和8年6月14日（日）（総会開催日）

会 場：高知健康科学大学

内 容：新入・転入会員に対しての参加費補助を行う。

対象者：新人・転入会員 40 名（予定）

2. 秋の会員交流会

日 時：令和 8 年 10～11 月予定

会 場：高知市内開催

内 容：会員同士の交流の機会を提供する。

対象者：50 名（予定）

3. 新年の会員交流会

日 時：令和 9 年 2～3 月予定

会 場：高知市内開催

内 容：会員同士の交流を深める。

対象者：50 名（予定）

4. 福利厚生に関する情報発信

広報誌部や企画推進部と連携を図り、広報誌や SNS 等で福利厚生に関する情報を発信する。

広報誌部

部長 濱尾 英史

高知県理学療法士協会ニュースの発行および広報誌の発行を通じて、会員および県民に対し、理学療法士の活動の啓発・周知に努める。

1. 高知県理学療法士協会ニュース（187 号、188 号）発行 【公 1-4(1)】
2. ばわふるとさ第 18 号（広報誌）発行 【公 1-4(1)】

企画推進部

部長 三谷 征也

ホームページ管理等の広報活動を通じて、会員および県民に対し、理学療法士の活動の啓発・周知に努める。

1. 高知県理学療法士協会ホームページの更新・管理
2. メール配信およびプッシュ通知の運用・管理
3. 各種 SNS を活用した協会活動等の啓発・周知

保険事業部

部長 田中 健太郎

各会員に対し、適切にリハビリテーションサービスが提供できるよう、診療報酬および介護報酬等に関する情報の収集および提供に努める。

1. 令和 8 年度診療報酬改訂（臨時介護報酬改定も含む）に関する情報収集および発信
2. 診療報酬および介護報酬等に関する日常的な情報収集や提供ならびに相談窓口の設置・運用
3. 保険事業に係る研修会の実施運營業務の一部を、高知県理学療法士連盟へ委託

地域連携推進部

部長 徳弘 健

【地域支援課】

1. いきいき百歳体操・シルバーリハビリ体操の習得および指導者育成、派遣。
2. 高知ダイハツ自動車販売株式会社との健康安全教室の開催
3. 自治体が実施する研修会等への派遣および支援

【学校保健課】

1. 学校保健（スクールトレーナー等）に関わる活動
 - ①認定スクールトレーナー養成講習への派遣
 - ②学校・PTA・部活動を対象とした研修会における講師協力者の拡大および育成
 - ③高知県内自治体の教育委員会に対する県協会学校保健活動の広報活動
 - ④スクールトレーナーに関する研修会の企画

【災害支援課】

1. 災害支援に関する研修会の企画
2. KORAT および各ブロック部との連携強化
3. 災害リハビリテーションに関する知識・技術の習得および指導体制の強化と災害活動におけるリーダーの育成
 - ①高知県理学療法士会ホームページに JRAT 主催研修会のおしらせを掲載
 - ②災害支援に関する用語集と説明動画を掲載
 - ③会員の支援活動および災害訓練参加について広報誌へ掲載
 - ④JIMTEF 主催の災害支援研修会への参加

【産業保健課】

1. 産業保健に関わる人材の確保および育成
2. 高知県産業保健センターと連携した腰痛・転倒予防の指導
3. 産業保健に関する研修会の企画

【イベント課】

1. 理学療法月間の企画、運営
 - ①西ブロック開催
日 時：令和 8 年 7 月 26 日（日）
会 場：しまんとびあ りぐるホール
テーマ：介護予防・健康増進・理学療法士の啓発
内 容：介護予防・健康増進の為に体力測定、生活や運動のアドバイス、広報物の配布、他。
 - ②中央ブロック開催
日 時：未定
会 場：イオンモール高知
テーマ：介護予防・健康増進・理学療法士の啓発
内 容：介護予防・健康増進の為に体力測定、生活や運動のアドバイス、広報物の配布、他。
2. ふくしフェアへの参画
日 時：2026 年 10 月 17 日（土）
会 場：イオンモール高知イベントスペース
内 容：高知県作業療法士会と共にリハビリテーションのブースを設置し、体力測定や自助具使用体験、
器具などの展示、説明を行い、リハビリテーションや専門職に関する啓発活動を行う。

スポーツ推進部

部長 星 大輔

スポーツ競技やそれらの大会等において理学療法士の派遣依頼があれば、それぞれに障害予防等、適切な対応を行い、選手の健康管理をサポートする。また、そのような現場で活動できる理学療法士を育成できるよう研修会を実施する。

1. 各種スポーツ大会、障害者スポーツ大会のサポート
 - ① 第 25 回全国障害者スポーツ大会（青森県）帯同する人選と推薦を行う。【公 1-2-(2)】
日 時：令和 8 年 10 月 24 日（土）～26 日（月）
 - ②各種スポーツ大会、障害者スポーツ大会で協力依頼があれば対応する。【公 1-2-(2)】
2. 高知スポーツ理学療法士推進リーダー養成講習会【公 1-1-(2)】
各種大会などに帯同する理学療法士を養成することを目的に本事業を実施
 - ①実技等講習：10月にアスレティックテーピング、12月にキネシオテーピングの実技講習を開催。
 - ②1月に救急法基礎講習
 - ③スポーツ関連講義
3. 日本パラスポーツ協会公認中級パラスポーツ指導員講習会の開催
4. 高知龍馬マラソン 2027 の支援（依頼人数 60 名程度）【公 1-2-(2)】
日 時：令和 9 年 2 月予定
内 容：サポート人員の人選と推薦を行う。又、救護所での対応を協議するため事前に研修（1 回程度）を行う。

キャリア支援部

部長 那須 桃子

高知県理学療法士協会および会員の社会的位置づけの向上と、職能団体としての組織強化に加え、キャリア形成の支援を図るため、下記の活動を実施する。

1. 管理者ネットワーク研修会の企画・運営
2. キャリア形成ならびにリカレント教育、ワークライフバランスに関する研修会の企画

調査部

部長 安村 広之

理学療法士の身分及び資質向上、医学及び関連領域の学術的調査のための調査活動に努める。

1. 高知県内におけるがん患者のニーズ調査およびがんリハビリテーションに関わるセラピストの実態調査
2. 職能、学術、福祉に関する実態調査に向けての運用手順の制定
3. 各部と連携し、データベース、システム構築と運用手順の構築

研究・学会運営支援部

部長 島岡 秀奉

第40回高知県理学療法学会の企画・運営および開催の支援を行う。また、研究支援を目的として、各会員からの研究や学会発表に関する要望や相談に対応する。

1. 第40回高知県理学療法学会の運営
日 時：令和8年12月6日（日）（予定）
会 場：窪川四万十会館
テーマ：理学療法×Society5.0
内 容：特別講演、教育講演、一般演題発表（予定）
学会長：東 大和生 会員（くぼかわ病院）
2. 研究支援窓口の設置と広報
研究支援を目的に各施設からの研究、学会発表などに関する要望、相談に応じる。

学術誌部

部長 柏 智之

高知県理学療法士協会の機関誌である「高知県理学療法」の発行により、会員の理学療法士としての資質・専門性の向上を図る。昨年度導入した論文投稿・審査システムを活用して、より多くの会員から効率的に投稿論文を募れるよう広報ならびに査読委員の増員を含めたシステムの整備を充実していく。なお、特集ならびに投稿論文は完全ペーパーレス化とし、J-STAGE上にて公開する。

1. 高知県理学療法第34号の企画・編集・発行

生涯学習部

部長 奥田 教宏

生涯学習制度に準じた卒後教育を推進し、日本理学療法士協会入会5年目以下の会員においては前期研修A領域および後期研修A（臨床推論）の研修会を行う。また、後期研修に必要となる症例検討会を開催するように考えている。さらに、生涯学習制度の周知を徹底するため、生涯学習制度の説明会の開催や情報発信を行い、会員に対して積極的に広報を行っている。

1. 新人オリエンテーション
日 時：令和8年6月14日（日）（総会開催予定日）
会 場：高知健康科学大学
テーマ：新人オリエンテーション
講 師：高知県理学療法士協会理事・部長
受講者：40名（予定）
2. 前期研修会（A領域）
日 時：令和8年6月14日（日）（新人オリエンテーションと同日開催）
会 場：高知健康科学大学
テーマ：A-1：職業人と倫理、A-6：生涯学習について
講 師：講義動画の視聴

受講者：40名（予定）

3. 後期研修会（A：臨床推論）

日 時：令和8年10月（予定）

会 場：未定

テーマ：A-1：理学療法診断学① A-2：理学療法診断学② A-3：画像診断学

講 師：講義動画の視聴

受講者：40名（予定）

4. 症例検討会（後期研修会 [E：領域別研修（事例）]）

企 画：専門領域推進部

日 時：未定

会 場：オンライン開催

テーマ：E-1：神経系理学療法学 E-2：運動器障害系理学療法学 E-3：内部障害系理学療法学

参加者：100名（予定）

5. 生涯学習制度 説明会の開催

日 時：令和8年5月（予定）

会 場：未定

テーマ：登録理学療法士取得と更新方法（仮）

6. 生涯学習制度に関する相談窓口の設置および広報

専門領域推進部

部長 渡邊 家泰

専門領域研究の情報収集、調査活動を行い、各領域の理学療法の学術的、技術的向上を図るための研修会等をブロック局と共同して企画を行う。また、生涯学習部と連携した領域別症例検討会や各領域に係る情報共有・発信、啓発の企画を行う。

1. 研修会の企画

2. 理学療法講習会の企画

3. 症例検討会の企画

生涯学習部と連携した症例検討会（後期研修会 [E：領域別研修（事例）]）の企画

4. 各領域に係る情報収集・発信および啓発の企画・運営

5. 調査部と連携した調査活動の実施

東ブロック部 【全て公1-1-(3)】

部長 阿部 誠

会員の連帯意識を高め、研鑽の機会を増やし、生涯学習を推進することを目的として、ブロックごとに各部と連携しながら研修会を開催するとともに、ブロック内（中央東区域と安芸区域）および各ブロック間の連絡・交流の活性化を図る。

1. 第1回東ブロック研修会

企 画：地域連携推進部（学校保健課）

日 時：令和8年6月頃

会 場：オンライン開催

テーマ：地域で子どもを支えるPTの新しい役割

講 師：橋本 貴紘 会員（株式会社Workth）

受講者：80名（予定）

2. 第2回東ブロック研修会

企 画：地域連携推進部（地域支援課）

日 時：令和8年8月頃

会 場：オンライン開催

テーマ：シルバーリハビリ体操を知る（仮）

講 師：浜田 奈穂美 会員（株式会社アクトワン）

受講者：80名（予定）

3. 第3回東ブロック研修会

企 画：キャリア支援部
日 時：令和 8 年 10 月頃
会 場：オンライン開催
テーマ：年代別のワークライフバランスについての情報発信（仮）
講 師：県内会員
受講者：80 名（予定）

4. 東ブロック特別研修会

企 画：専門領域推進部（運動器領域課）
日 時：令和 8 年 11 月頃
会 場：対面開催
テーマ：学生部活動への介入のコツ（仮）
講 師：濱田 太朗 氏（おおさかグローバル整形外科病院）
受講者：100 名（予定）

5. 理学療法士講習会

企 画：専門領域推進部
日 時：令和 8 年 7 月 11 日（土）9:00～12:00
会 場：オンライン開催
テーマ：理学療法士の成長を促す人材育成：共創ダイアログ型ワークショップ
講 師：池田 耕二 氏（奈良学園大学保健医療学部 リハビリテーション学科）
受講者：100 名（予定）

中央ブロック部 【全て公 1-1-(3)】

部長 明崎 禎輝

会員の連帯意識を高め、研鑽の機会を増やし、生涯学習の推進することを目的として、県協会各部と連携しながら研修会を開催するとともに、ブロック内（中央区域と中央西区域）および各ブロック間の連絡・交流の活性化を図る。

1. 第 1 回中央ブロック研修会

企 画：災害支援課
日 時：令和 8 年 6 月 14 日（日）（総会開催日）
会 場：高知健康科学大学
テーマ：災害リハビリテーション基礎研修（仮）
講 師：森下 誠也 会員（田野病院）
受講者：50 名（予定）

2. 第 2 回中央ブロック研修会

企 画：内部障害領域課
日 時：令和 8 年 8 月
会 場：オンライン開催
テーマ：入院期心臓リハビリテーションにおけるエビデンス（仮）
講 師：中屋 雄太 氏（市立宇和島病院）
受講者：50 名（予定）

3. 第 3 回中央ブロック研修会

企 画：神経系領域課
日 時：令和 8 年 10 月
会 場：オンライン開催
テーマ：高次脳機能障害を有する脳卒中者の介入（仮）
講 師：江口 智博 会員（近森リハビリテーション病院）
受講者：50 名（予定）

4. 中央ブロック特別研修会

企 画：産業保健課
日 時：令和8年11月
会 場：オンライン開催
テーマ：保健理学療法士に関する現状と今後の展望（仮）
講 師：佐々木 嘉光 氏（公益社団法人 日本理学療法士協会）
受講者：50名（予定）

西ブロック部 【全て公1-1-(3)】

部長 米津 小巻

会員の連帯意識を高め、研鑽の機会を増やし、生涯学習を推進することを目的として、ブロックごとに各部と連携しながら研修会を開催するとともに、ブロック内（幡多区域と高幡区域）および各ブロック間の連絡・交流の活性化を図る。

また、理学療法週間を西ブロックで初めて開催する。

1. 第1回西ブロック研修会

企 画：キャリア支援部（協会指定管理者研修（初級））
日 時：令和8年6月14日（日）（総会開催日）
会 場：高知健康科学大学
テーマ：理学療法管理者に求められる経営管理
講 師：長田 陽介 氏（南国中央病院）
受講者：80名（予定）

2. 第2回西ブロック研修会

企 画：専門領域推進部（内部障害領域課）
日 時：令和8年7月頃
会 場：オンライン開催
テーマ：がん患者の理学療法（仮）
講 師：明崎 禎輝 会員（高知リハビリテーション専門職大学）
受講者：80名（予定）

3. 第3回西ブロック研修会

企 画：専門領域推進部（運動器領域課）
日 時：令和8年9月頃
会 場：オンライン開催
テーマ：未定
講 師：曾我 文明 会員（青山整形外科）
受講者：80名（予定）

4. 西ブロック特別研修会

企 画：専門領域推進部（神経系領域課）
日 時：令和8年11月頃
会 場：オンライン開催
テーマ：脳卒中患者の歩行に対する理学療法（仮）
講 師：水田 直道 氏（日本福祉大学健康科学部）
受講者：100名（予定）

規約検討委員会

委員長 八坂 一彦

定款ならびに定款細則等の規約について、実際の制度・運用と異なる部分の検討ならびに改定提案を行う。

表彰審査委員会

委員長 清岡 学

理学療法士協会表彰、その他、団体の表彰に関する受賞候補者の推薦審査を行う。

四国理学療法士学会検討委員会

委員長 島岡 秀奉

四国理学療法士会と連携を図り、令和9（2027）年度開催の第55回四国理学療法士学会（高知）の準備の支援を行う。

会館建設実行委員会

委員長 大畑 剛

事務局の機能を強化し、会員の利用しやすさを高めるとともに、他の医療団体との連携を促進することを目的とし、不動産取得による会館購入の可能性を調査・検討を行う。

設立50周年記念実行委員会

委員長 大畑 剛

50周年記念誌の発行を行う。

収 支 予 算 <一般会計>

令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで

公益社団法人 高知県理学療法士協会

I 収入の部

科 目	R8年度予算額	R7年度予算額	R6年度予算額	備 考
1 会費収入	12,450,000	12,450,000	12,900,000	
会費	12,150,000	12,150,000	12,600,000	1350名(1,350×9,000)
50周年記念式典				
賛助会費	300,000	300,000	300,000	15件(15×20,000)
2 広告料収入	60,000	60,000	60,000	
ニュース広告料	60,000	60,000	60,000	3件(3×20,000)
求人広告料	0	0	0	0件(0×10,000)
封筒広告料	0	0	0	
3 事業収入	3,010,000	3,210,000	2,430,000	
高知県理学療法学会	800,000	1,000,000	200,000	R7年度実績より
研修会	180,000	180,000	180,000	R7年度実績より(各ブロッグ部活動)
理学療法講習会補助金	100,000	100,000	120,000	R7年度実績より
新人研修会補助金	330,000	330,000	330,000	四国士会補助金(15万円)日理協(10万円+新人40名×2000円)
士会支援金	1,600,000	1,600,000	1,600,000	日本理学療法士協会補助金
4 雑収入	20,000	20,000	20,000	
銀行利息	5,000	5,000	5,000	
雑収入	15,000	15,000	15,000	
5 特別会計からの借入金	0	0	0	
6 備品購入積立金からの引当金	0	0	0	
当期収入合計(A)	15,540,000	15,740,000	15,410,000	
前期繰越収支差額	2,568,000	2,500,000	1,834,160	
収入合計(B)	18,108,000	18,240,000	17,244,160	

単位:円

Ⅱ 支出の部

科目	R8年度予算額	R7年度予算額	科目	R6年度予算額
1 管理費	7,790,000	8,430,000	1 管理費	9,680,000
① 総務部	2,910,000	3,740,000	① 総務部	4,740,000
印刷製本費	160,000	300,000	印刷製本費	800,000
通信運搬費	940,000	1,280,000	通信運搬費	1,780,000
旅費交通費	200,000	200,000	旅費交通費	200,000
消耗品費	90,000	510,000	消耗品費	510,000
消耗什器備品	0	0	消耗什器備品	0
諸謝金	0	0	諸謝金	0
支払負担金	270,000	270,000	支払負担金	270,000
講師料	0	0	講師料	0
賃借料	135,000	135,000	賃借料	135,000
会議費	655,000	495,000	会議費	495,000
雑費	460,000	550,000	雑費	550,000
② 財務部	820,000	780,000	② 財務部	1,030,000
印刷製本費	5,000	5,000	印刷製本費	5,000
通信運搬費	5,000	5,000	通信運搬費	5,000
旅費交通費	20,000	10,000	旅費交通費	10,000
消耗品費	100,000	70,000	消耗品費	70,000
消耗什器備品	0	0	消耗什器備品	250,000
講師料	0	0	講師料	0
賃借料	0	0	賃借料	0
会議費	330,000	330,000	会議費	330,000
雑費	360,000	360,000	雑費	360,000
③ 租税公課	60,000	60,000	③ 租税公課	60,000
④ 地代家賃	1,430,000	1,430,000	④ 地代家賃	1,430,000
⑤ 維持管理費	220,000	220,000	⑤ 維持管理費	220,000
⑥ 給与手当	2,350,000	2,200,000	⑥ 給与手当	2,200,000
2 事業費	9,041,000	7,573,000	2 事業費	6,763,000
① 厚生部	307,000	290,000	② 厚生部	270,000
印刷製本費	0	0	印刷製本費	0
通信運搬費	0	0	通信運搬費	10,000
旅費交通費	5,000	0	旅費交通費	0
消耗品費	0	0	消耗品費	0
消耗什器備品	0	0	消耗什器備品	0
講師料	0	0	講師料	0
賃借料	0	0	賃借料	0
会議費	82,000	90,000	会議費	40,000
雑費	220,000	200,000	雑費	220,000
② 広報誌部	952,000	1,078,000	① 広報部	1,354,000
印刷製本費	700,000	650,000	印刷製本費	490,000
通信運搬費	0	0	通信運搬費	110,000
旅費交通費	24,000	54,000	旅費交通費	54,000
消耗品費	0	0	消耗品費	0
消耗什器備品	0	0	消耗什器備品	0
諸謝金	118,000	64,000	諸謝金	90,000
講師料	0	0	講師料	0
賃借料	0	0	賃借料	0
会議費	100,000	300,000	会議費	250,000
雑費	10,000	10,000	雑費	360,000
③ 企画推進部	275,000	145,000		0
印刷製本費	0	0		
通信運搬費	145,000	95,000		
旅費交通費	0	0		
消耗品費	0	0		
消耗什器備品	0	0		
諸謝金	0	0		
賃借料	0	0		
会議費	130,000	50,000		
雑費	0	0		
④ 保険事業部	88,000	61,000	⑥ 医療部	80,000
印刷製本費	0	0	印刷製本費	0
通信運搬費	0	0	通信運搬費	25,000
旅費交通費	2,000	2,000	旅費交通費	15,000
消耗品費	0	0	消耗品費	1,000
消耗什器備品	0	0	消耗什器備品	0
諸謝金	0	0	諸謝金	0
支払負担金	0	0	支払負担金	0
講師料	0	0	講師料	0
賃借料	0	0	賃借料	0
会議費	24,000	13,000	会議費	36,000
雑費	62,000	46,000	雑費	3,000

⑤ 地域連携推進部	2,026,000	1,280,000	⑤ 福祉部	94,000
印刷製本費	3,000	20,000	印刷製本費	5,000
通信運搬費	0	5,000	通信運搬費	15,000
旅費交通費	520,000	375,000	旅費交通費	10,000
消耗品費	0	0	消耗品費	5,000
消耗什器備品	0	0	消耗什器備品	0
諸謝金	0	0	諸謝金	0
支払負担金	0	0	支払負担金	0
講師料	0	0	講師料	0
賃借料	452,000	0	賃借料	0
会議費	478,000	249,000	会議費	54,000
雑費	573,000	631,000	雑費	5,000
⑥ スポーツ推進部	1,396,000	231,000	⑧ 保健部	270,000
印刷製本費	0	0	印刷製本費	0
通信運搬費	3,500	0	通信運搬費	0
旅費交通費	604,300	5,000	旅費交通費	10,000
消耗品費	50,000	70,000	消耗品費	50,000
消耗什器備品	0	0	消耗什器備品	0
諸謝金	0	0	諸謝金	0
支払負担金	0	0	支払負担金	0
講師料	491,000	130,000	講師料	40,000
賃借料	0	0	賃借料	0
会議費	236,200	20,000	会議費	150,000
雑費	11,000	6,000	雑費	20,000
⑦ キャリア支援部	38,000	42,000	⑦ 職能部	315,000
印刷製本費	0	0	印刷製本費	0
通信運搬費	0	0	通信運搬費	0
旅費交通費	4,000	6,000	旅費交通費	15,000
消耗品費	4,000	0	消耗品費	0
消耗什器備品	0	0	消耗什器備品	0
諸謝金	0	0	諸謝金	0
支払負担金	0	0	支払負担金	0
講師料	0	0	講師料	110,000
賃借料	0	0	賃借料	50,000
会議費	30,000	32,000	会議費	120,000
雑費	0	4,000	雑費	20,000
⑧ 調査部	191,000	62,000		0
印刷製本費	0	0		
通信運搬費	0	0		
旅費交通費	25,000	8,000		
消耗品費	0	0		
消耗什器備品	70,000	0		
諸謝金	0	0		
支払負担金	0	0		
講師料	0	0		
賃借料	0	0		
会議費	96,000	52,000		
雑費	0	2,000		
⑨ 研究・学会運営支援部	738,000	768,000	④ 学術部	2,150,000
印刷製本費	40,000	40,000	印刷製本費	1,100,000
通信運搬費	5,000	5,000	通信運搬費	75,000
旅費交通費	203,000	203,000	旅費交通費	200,000
消耗品費	0	0	消耗品費	3,000
消耗什器備品	0	0	消耗什器備品	0
諸謝金	0	80,000	諸謝金	180,000
講師料	80,000	80,000	講師料	80,000
賃借料	50,000	50,000	賃借料	45,000
会議費	220,000	170,000	会議費	310,000
雑費	140,000	140,000	雑費	157,000
⑩ 学術誌部	449,000	1,365,000		0
印刷製本費	100,000	150,000		
通信運搬費	200,000	1,100,000		
旅費交通費	0	0		
消耗品費	0	0		
消耗什器備品	0	0		
諸謝金	96,000	60,000		
講師料	0	0		
賃借料	0	0		
会議費	48,000	50,000		
雑費	5,000	5,000		

⑪ 生涯学習部	157,000	110,000	③ 教育部	980,000
印刷製本費	10,000	10,000	印刷製本費	30,000
通信運搬費	0	0	通信運搬費	0
旅費交通費	10,000	15,000	旅費交通費	210,000
消耗品費	0	0	消耗品費	0
消耗什器備品	0	0	消耗什器備品	0
諸謝金	0	0	諸謝金	24,000
講師料	30,000	0	講師料	400,000
賃借料	10,000	10,000	賃借料	36,000
会議費	88,000	65,000	会議費	230,000
雑費	9,000	10,000	雑費	50,000
⑫ 専門領域推進部	120,000	151,000		0
印刷製本費	0	0		
通信運搬費	0	0		
旅費交通費	12,000	27,000		
消耗品費	0	0		
消耗什器備品	0	0		
諸謝金	0	0		
講師料	0	0		
賃借料	0	0		
会議費	100,000	116,000		
雑費	8,000	8,000		
⑬ 東ブロック部	664,000	210,000		0
印刷製本費	30,000	12,000		
通信運搬費	30,000	0		
旅費交通費	111,000	6,000		
消耗品費	30,000	0		
消耗什器備品	0	0		
諸謝金	0	0		
支払負担金	0	0		
講師料	240,000	130,000		
賃借料	50,000	40,000		
会議費	132,000	20,000		
雑費	41,000	2,000		
⑭ 中央ブロック部	313,000	520,000	⑨ 会員区活動部	900,000
印刷製本費	10,000	14,000	印刷製本費	0
通信運搬費	0	0	通信運搬費	5,000
旅費交通費	26,000	137,000	旅費交通費	30,000
消耗品費	5,000	0	消耗品費	25,000
消耗什器備品	0	0	消耗什器備品	0
諸謝金	0	0	諸謝金	0
支払負担金	0	0	支払負担金	0
講師料	150,000	250,000	講師料	480,000
賃借料	10,000	60,000	賃借料	10,000
会議費	104,000	42,400	会議費	280,000
雑費	8,000	16,600	雑費	70,000
⑮ 西ブロック部	277,000	210,000		0
印刷製本費	10,000	12,000		
通信運搬費	0	0		
旅費交通費	15,000	6,000		
消耗品費	3,000	0		
消耗什器備品	0	0		
諸謝金	0	0		
支払負担金	0	0		
講師料	140,000	130,000		
賃借料	10,000	40,000		
会議費	98,000	20,000		
雑費	1,000	2,000		
⑯ 各委員会	1,050,000	1,050,000	⑩ 各委員会	350,000
印刷製本費	500,000	500,000	印刷製本費	20,000
通信運搬費	500,000	500,000	通信運搬費	5,000
旅費交通費			旅費交通費	30,000
消耗品費			消耗品費	0
消耗什器備品			消耗什器備品	0
諸謝金			諸謝金	0
支払負担金			支払負担金	0
講師料			講師料	0
賃借料			賃借料	0
会議費			会議費	165,000
雑費	50,000	50,000	雑費	130,000
3 特別会計	1,200,000	1,200,000	3 特別会計	1,200,000
① 備品購入積立金	200,000	200,000	① 備品購入積立	200,000
② 事務局会館設立積立金	1,000,000	1,000,000	② 事務局会館設立積	1,000,000
4 借入返済	0	0	4 借入返済	0
5 予備費	0	0	5 予備費	0
当期支出合計(C)	18,031,000	17,203,000	当期支出合計(C)	17,643,000

収支計算書〈特別会計〉

令和8年4月1日から 9年3月31日まで

単位:円

	繰越金	入金等	支出	残高
備品購入積立金	887,501	200,000	70,000	1,017,501
学術奨励基金	434,522	0	10,000	424,522
事務局設立積立金	19,000,378	1,000,000	0	20,000,378
合計	20,322,401	1,200,000	80,000	21,442,401

付 録 資 料

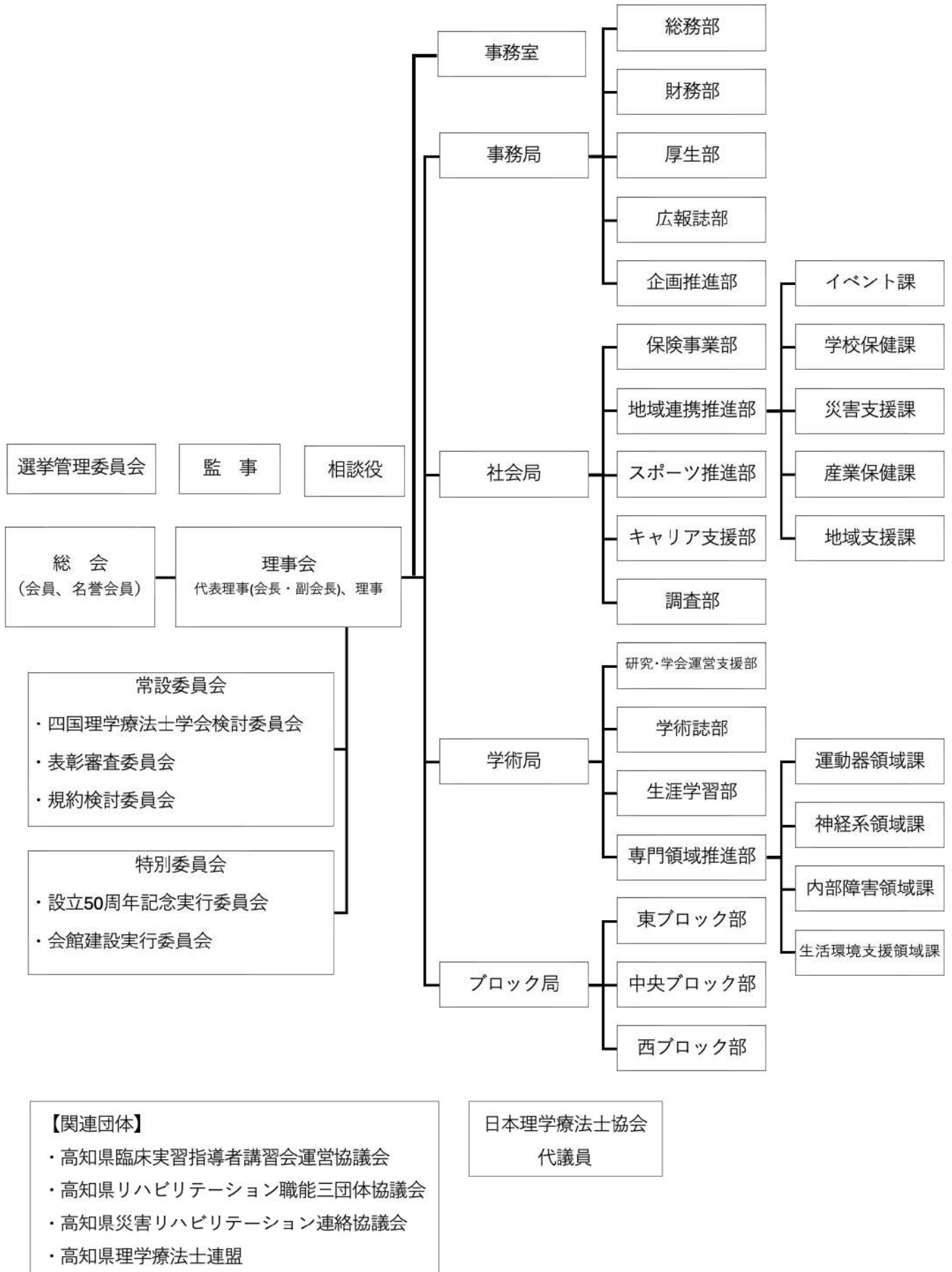
令和 7・8 年度 高知県理学療法士協会 理事・監事名簿

役職	氏名	所属
会 長	大畑 剛	愛宕病院
副会長 (事務局長)	八坂 一彦	高知医療学院
副会長 (社会局長)	細田 里南	高知大学医学部附属病院
理 事 (学術局長)	高芝 潤	近森リハビリテーション病院
理 事 (ブロック局長)	東 大和生	くぼかわ病院
理 事	和田 譲	須崎くろしお病院
理 事	竹林 秀晃	高知健康科学大学
理 事	金岡 寛起	南国中央病院
理 事	木下 雄介	介護複合施設輝
理 事	岡部 孝生	高知健康科学大学
理 事	宮崎 貴仁	高知病院
監 事	市村 瑞也	南国病院
監 事	栗山 裕司	高知リハビリテーション専門職大学
監 事	野村 章子	池田税理士事務所

令和 7・8 年度 高知県理学療法士協会 部長・委員長名簿

役職	氏名	所属
総務部長	榎本 晃久	愛宕病院
財務部長	谷脇 弘将	高知病院
厚生部長	江口 智博	近森リハビリテーション病院
広報誌部長	濱尾 英史	いずみの病院
企画推進部長	三谷 征也	竹下病院
保険事業部長	田中 健太郎	近森病院
地域連携推進部長	徳弘 健	高知赤十字病院
スポーツ推進部長	星 大輔	田中整形外科病院
キャリア支援部長	那須 桃子	高知病院
調査部長	安村 広之	近森リハビリテーション病院
研究・学会運営支援部長	島岡 秀奉	高知県立あき総合病院
学術誌部長	柏 智之	高知リハビリテーション専門職大学
生涯学習部長	奥田 教宏	高知健康科学大学
専門領域推進部長	渡邊 家泰	高知健康科学大学
中央ブロック部長	明崎 禎輝	高知リハビリテーション専門職大学
西ブロック部長	米津 小巻	筒井病院
東ブロック部長	阿部 誠	南国中央病院
選挙管理委員長	細田 隆之	田野病院
四国理学療法学会検討委員長	島岡 秀奉	高知県立あき総合病院
表彰審査委員長	清岡 学	自宅
規約検討委員長	八坂 一彦	高知医療学院
会館建設実行委員長	大畑 剛	愛宕病院
創立50周年記念実行委員会	大畑 剛	愛宕病院

公益社団法人 高知県理学療法士協会 組織図



公益社団法人 高知県理学療法士協会 会則

公益社団法人 高知県理学療法士協会 定款

公益社団法人 高知県理学療法士協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本法人は、公益社団法人高知県理学療法士協会と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を高知県高知市に置く。

(目 的)

第3条 本法人は、会員の人格、倫理及び学術技能を研鑽し、理学療法の普及向上を図り、もって高知県民の医療・保健・福祉の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 理学療法に関する研究調査を行い、広く一般に調査結果を公表する事業
 - (2) 理学療法についての広報活動を通じ、県民の健康増進に関する意識向上、正しい知識の普及に資する事業
 - (3) 理学療法士学会、研修会、講習及び研究会等の開催に係わる事業
 - (4) 理学療法士の教育機関に協力し、理学療法士の教育の向上に資する事業
 - (5) 理学療法に関する刊行物の発行並びに広報活動を通じ、理学療法士の普及啓発をめざす事業
 - (6) 理学療法に関する研修活動を通じ、会員の資質及び社会的地位の向上を図るとともに、広報活動を通じ会員の福祉の向上をめざす事業
 - (7) 会員相互の福利及び厚生に関する事業
 - (8) その他本法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項に定める事業は、高知県内において行うものとし、事業活動地域については本法人定款細則で定める地域に区分して行う。

第2章 構 成 員

(法人の構成員)

第5条 本法人は、以下の会員を置くものとする。

- (1) 正会員 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第3条の規定による理学療法士の免許を有し、この法人の目的に賛同する高知県内に勤務または在住している個人をいう。
- (2) 賛助会員 本法人の目的に賛同する個人及び団体であって、理事会の承認を得た者をいう。
- (3) 名誉会員 本法人に功労のあった者で、理事会が推薦し、総会の承認を得た者をいう。

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入 会)

第6条 名誉会員を除き、本法人の会員になろうとする者は、入会申込書を理事会の定めるところにより提出し、理事会の承認を得なければならない。

(任意退会)

第7条 本法人の会員は、その旨を理事会に届け出て退会することができる。

(休 会)

第8条 本法人の正会員は、その旨を理事会に届け出て休会することができる。

2 その他休会に関する事項は、本法人定款細則で定めるところによるものとする。

(異 動)

第9条 本法人の正会員は、第4条第2項の事業活動地域の異動があった場合、理事会に対し、速やかにその旨を届け出なければならない。

(除 名)

第10条 本法人の会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、総会の3分の2以上の決議によって当該会員を除名することができる。但し、当該会

員に対し総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(資格の喪失)

第11条 前条の場合のほか、会員は、次の各号の一に該当する場合、その資格を喪失する。

- (1) 正会員の場合、本定款第5条第1項第1号に定める免許を取り消されたとき。
- (2) 正会員の場合、正当な理由なく、会費を1年以上納入しないとき。
- (3) 会員が死亡し、または団体にあつては解散したとき。

(入会金及び会費の納入義務及び免除)

第12条 正会員は、総会において別に定める入会金を納入する義務を負う。

- 2 正会員は、総会において別に定める会費を毎年所定の納期までに納入する義務を負う。
- 3 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入する義務を負う。
- 4 名誉会員は、会費等の納入を免除する。

(拠出金品の不返還)

第13条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 総 会

(構 成)

第14条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(総会の種別)

第15条 本法人の総会は定時総会及び臨時総会の2種とする。

(権 限)

第16条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任または解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の金額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (7) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡または公益目的事業の全部の廃止
- (10) 不可欠特定財産の処分の承認
- (11) その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開 催)

第17条 定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の決議をしたとき。
- (2) 総正会員の10分の1以上から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求があったとき。

(招 集)

第18条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 前条第2項第2号の規定による請求があった場合、その日から30日以内に臨時総会の招集通知を発しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法（電子メール等）をもって、遅くとも開会日の2週間前までに通知しなければならない。

(議 長)

第19条 総会の議長は、代表理事が選任した正会員が、これに当たる。

(議決権)

第20条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

第21条 議決に出席できない正会員は、予め通知された事項に限り、書面又は電磁的方法（電子メール等）をもって議決し、または他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合における次条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(決 議)

第22条 総会の決議は、正会員の過半数が出席し、当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、出席した総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 不可欠特定財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

- 3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録作成者は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員及び機関の設置)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上11名以内
- (2) 監事 3名
- 2 理事のうち3名は法人法上の代表理事とし、本法人の会長及び副会長として会務を統括する。
- 3 代表理事のうち会長を除く2名を副会長とする。副会長は、会長の補佐をし、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、予め理事会で定めた順序によりその職務を代行する。
- 4 その他の理事を法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とし、定款及び総会決議に基づき会務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 会計監査
 - (2) 理事の業務執行状況の監査
 - (3) 前2号の業務執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会及び高知県知事に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは招集すること。
 - (5) 監査報告書の作成
- 6 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事のうち1名は会員外から選出するものとする。外部監事の選出にあたっては、会長が推薦し、理事会および総会の承認を得て選任する。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員 の 解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 役員に対して、その職務執行の対価として、総会において定める総額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

- 2 役員に対して、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める役員の報酬及び費用に関する規程による。

第5章 理事会

(構成)

第29条 本法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 代表理事の選定及び解職
- 2 理事会は、前項に定める事項のほか、決定により顧問及び相談役を置くことができる。

(招 集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(決 議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(基本財産)

第34条 別に定める財産目録記載の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産であり、この法人の基本財産とする。

- 2 前項の財産は、総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

第35条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 本法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を受けなければならない。これを変更する場合

も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第38条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第3号の書類に記載するものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第40条 本法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 本法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合または合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日または当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 本法人の公告は、主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示する方法による。

附 則

(施行日)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(移行による事業年度)

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益

財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、当会定款第29条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(移行後の最初の理事)

3 公益社団法人への移行後の最初の理事は、次のとおりとする。

代表理事 山本双一
代表理事 清岡 学
代表理事 宮本謙三
業務執行理事 堅田裕次
業務執行理事 小笠原正
業務執行理事 栗山裕司
業務執行理事 日野 工
業務執行理事 山崎裕司
業務執行理事 大畑 剛
業務執行理事 国澤雅裕
業務執行理事 徳平憲治

(定款に定めのない事項)

4 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

5 この規則は、平成31年3月10日に一部改正し、施行する。

この規則は、令和4年6月19日に一部改正し、施行する。

この規則は、令和6年6月9日に一部改正し、施行する。

この規則は、令和7年6月15日に一部改正し、施行する。

公益社団法人 高知県理学療法士協会 定款細則

公益社団法人 高知県理学療法士協会 定款細則

(総則)

第1条 この細則は、公益社団法人高知県理学療法士協会定款に基づき、定款施行の円滑運営のために定める。

(運営基本方針に関する事項)

第2条 本法人が行う事業、活動については組織図に基づき、原則として上位役職者の指示もしくは承認を得て実施し、常にその責任の所在を明らかにしておくものとする。

(会員に関する事項)

第3条 本法人の定款第5条第1項第1号に規定する正会員は、公益社団法人高知県理学療法士協会に所属するものとする。

2 入会・退会及び異動の手続は、すべて本人の申し出によりすべて理事会に提出するものとする。

3 正会員は、特別の事情がある場合、本人の申し出により、理事会の承認を得て1年を単位として休会することができる。休会中は会員の権利を制限する。

4 第3項の会員の権利とは、高知県理学療法及び協会ニュースの送付、選挙、学会及び研修会への参加等をいう。

5 休会の事由が解消したときは、すみやかに復会しなければならない。入会・退会及び異動の手続は、すべて本法人所定の用紙をもってすべて理事会に提出するものとする。

(会費に関する事項)

第4条 本法人の正会員の会費は年額9,000円とする。会費納入期限は、当年度入会者を除き前年度の3月末日まで(前納制)とする。

2 休会中の会員から会費は徴収しない。

3 本法人の賛助会員会費は、年額20,000円とする。

4 名誉会員の会費は、これを免除する。

(会費未納者に関する事項)

第5条 会費未納者に対しては、会員の権利を制限することができる。

2 前項の会費未納者とは、定款細則第4条に定める期日までに会費を納入してい

ない者をいう。

- 3 第1項の会員の権利とは、高知県理学療法及び協会ニュースの送付、選挙、学会及び研修会への参加等をいう。
- 4 第1項に定める権利の制限を行った場合、会費納入後の権利の遡及を行わない。
- 5 会費未納による退会者の再入会に際しては、入会金、当該年度会費に加えて、未納会費に相当する額を納入しなければならない。

(役員等に関する事項)

第6条 会長は、その権限で局・専門部および委員会を置き、会務の運営にあたる。

- 2 局長は、会長の任命により局を統括する。
- 3 専門部の部長は、会長の任命により、組織図に基づき、各々の部署を担当する。部長の兼任はできない。但し委員の兼任は妨げない。
- 4 委員長は、会長の任命により委員会を運営する。委員は、委員長が選任し、会長が委嘱する。

第7条 会務担当理事は、会長の任命により、組織図に基づき、各々の部署を担当する。部長の兼任はできない。但し委員の兼任は妨げない。

第8条 理事の担当する職務及び専門部の職務分担については、職務権限規程に定める。

(顧問及び相談役に関する事項)

第9条 本法人には、本会の適正な運営に関する重要な事項に関し、会長の諮問に応ずるために顧問及び相談役をおくことができる。

- 2 顧問は、正会員以外の者で、円滑な組織運営に対して適切な指導や助言を与える能力を有する人物であり、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 相談役は、本会の発展に多大な貢献を果たした会員の中より、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 4 顧問及び相談役の任期は、定款第26条に準じ、再任を妨げない。
- 5 顧問及び相談役は、会務の運営に必要な指導と助言を与え、その活動に反映させることを目的とし、会長の諮問に応じ意見を具申する責務を負う。
- 6 顧問及び相談役は無報酬とする。但し、その職務を行うために要する費用の支払いを請求することができる。
- 7 前項但し書きの場合、別に定める役員等の旅費に関する規程を準用する。

(局部長等の選任に関する事項)

第 10 条 局長及び部長の選任は、理事選任後の理事会において行う。

- 2 専門部の委員の選任については、担当理事並びに部長が協議して決める。尚その結果は、理事会の承認を得ることを要する。
- 3 局長、部長及び委員の各任期については、定款第 26 条を準用する。

(地域活動に関する事項)

第 11 条 正会員の日常活動を活発にするため、高知県内を三会員区（東ブロック、中央ブロック、西ブロック）に区分し、各区域に属する地区ごとの活動を行う。但し、会員の所属する施設数、会員区域内の会員数の変動がある場合には変更するものとする。

- 2 会員区活動は、会員区域を掌握するブロック局長の総括に従い、ブロック部長を定め其々の区域を分掌し活動を行う。

(理事会に関する事項)

第 12 条 理事会は、次期総会迄の会務を執行する。

- 2 理事会は、原則的に年 3 回以上開催する。
- 3 局長及び部長は、理事会を代表する会長から理事会出席の要請があった場合、出席し、必要事項について意見を述べるができる。
- 4 顧問及び相談役は、会長が必要であると認めた場合、理事会に出席して当該事項につき説明する義務を負う。

(資産管理と財務及び事業に関する事項)

第 13 条 本法人定款第 34 条の資産管理方法は、事務局で立案し、総会の議決を経て、事務局長が統括する。同第 36 条に定める事業計画及び収支予算の立案についても同様とする。

- 2 公益社団法人日本理学療法士協会高知県士会が設立されるまでの間、その業務を代行することができる。
- 3 本法人の正会員が、活動するための運賃、宿泊料等の旅費に関する経費の算定、支出は、役員等の費用に関する規程に定めるところに従う。
- 4 旅費等は、本法人の正会員が、本法人の命を受け、その用務遂行のための行動をする場合に限り、旅費規程により算定を行い支給する。

(表彰に関する事項)

第 14 条 会員の表彰については、別に定める表彰規程に従う。

(慶弔に関する事項)

第 15 条 本法人の慶弔に関しては、次による。

- (1) 会員又は会員の家族（配偶者及び一親等の親族）が死亡したときは香典を送る。
- (2) 理事、監事が死亡した時、または、会長或いは副会長の家族（配偶者及び一親等の血族）が死亡した時は、前号による香典を送るほか新聞に死亡公告を載せることができる。
- (3) 前各号に定めるほか、必要に応じ、電報または花輪等を贈ることができる。

(細則の改廃に関する事項)

第 16 条 この細則の変更は、理事会の承認を経て、総会で承認を受けることを要する。

附則

- 1 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規則は、平成 25 年 3 月 27 日に一部改正し、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この規則は、平成 29 年 3 月 12 日に一部改正し、施行する。但し、第 4 条に関しては、平成 29 年 7 月 1 日より施行する。
- 4 この規則は、平成 31 年 3 月 10 日に一部改正し、施行する。
- 5 この規則は、令和 7 年 6 月 15 日に一部改正し、施行する。

公益社団法人 高知県理学療法士協会 規程集

賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、本会が円滑な運営を図るとともにその発展に寄与するために、賛助会員について必要な事項を定める。

(資格)

第2条 賛助会員とは、定款第5条(2)に規定する会員である。

(関係)

第3条 本会は賛助会員と平等に接し、相互の発展に寄与するため会員にその事業概要を周知徹底し協力する。

(優待等)

第4条 本会が発行するニュース等に、賛助会員名を掲載する。

第5条 会員名簿に、住所、電話番号、営業所、営業品目等を掲載する。

第6条 本会が発行する会員名簿、刊行物及び事業の案内を送付する。

第7条 会員に対し、研究、開発、改良等についての発表の機会をもつことができる。

第8条 本会に対して社員教育の協力を得ることができる。

第9条 その他、設備、機器等の開発、改良及び情報の収集について本会の指導と協力を得ることができる。

(補則)

第10条 この規程を改廃・変更しようとするときは理事会の承認を得なければならない。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

名誉会員規程

(目的)

第1条 この規程は、本会が円滑な運営を図るとともにその発展に寄与するために、名誉会員について必要な事項を定める。

(資格)

第2条 名誉会員の推薦は多年にわたり本会に在籍し、顕著な功績が認められた65才以上の会員の中から、定款第5条(3)により、承認されたものとする。

第3条 本会の発展のために多大の貢献が認められた功労者で、定款第5条(3)により、承認されたものとする。

(任期)

第4条 本人の申し出及び著しく本会の名誉を損なわない限り、永久に会員の資格を与える。

(待遇)

第5条 名誉会員に承認されたものは、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって名誉会員となるものとする。

第6条 本会が主催するすべての行事への参加を無料とする。

第7条 本会が発行するニュース、刊行物及び事業の案内を送付する。

(補則)

第8条 この規程を改廃・変更しようとするときは理事会の承認を得なければならない。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

顧問及び相談役規程

(目的)

第1条 この規程は、本会が円滑な運営を図るとともにその発展に寄与するために、顧問及び相談役について必要な事項を定める。

(資格)

第2条 顧問及び相談役は、定款細則第9条の規定に基づき会長が委嘱する。

第3条 顧問は、正会員以外の者で、円滑な組織運営に対して適切な指導や助言を与える人物であり、会長が委嘱する。

第4条 相談役は、本会の発展に多大な貢献を果たした会員の中より、会長が委嘱する。

(任期)

第5条 顧問及び相談役の任期は、定款第26条に準じ、再任は妨げない。

(職責)

第6条 顧問及び相談役は、運営に必要な指導と助言を与え、その活動に反映させることを目的とする。

第7条 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ意見を具申することができる。

(補則)

第8条 この規程を改廃・変更しようとするときは理事会の承認を得なければならない。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

選 挙 規 程

(趣旨)

第1条 役員の選挙は、定款第25条第1項に基づき、この規程によって行う。

(選挙管理委員会)

第2条 選挙管理委員会は、選挙管理委員をもって構成し、当該選挙運営の公正を保ち、当該選挙に係わる一切の権限と責任をもつ。

2 選挙管理委員長は、委員の互選により選出する。

3 選挙管理委員長は、選挙管理委員会を統括する。

(選挙管理委員会の構成と任期)

第3条 選挙管理委員の任期は2年とする。

2 選挙管理委員は、正会員の中より3名選出する。

3 理事及び候補者は、選挙管理委員を兼ねることができない。選挙管理委員が、立候補したいときは、別の選挙管理委員を選出し立候補者は委員を辞退する。

(委員会の業務)

第4条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。

(1) 投票日30日以前に選挙すべき役員を告示し、立候補者を受け付けなければならない。立候補締切日は、投票日15日以前とする。

(2) 立候補者の受理及び資格審査

(3) 候補者氏名の告示

(4) 投票及び開票の管理と当選の確認

(5) その他選挙管理に必要な事項

(選挙人)

第5条 選挙人は、選挙の告示日の時点において正会員として登録されている者とする。但し、休会中の正会員は含まない。

(被選挙人)

第6条 被選挙人は、選挙の告示日の時点において正会員として登録されている者をいう。但し、休会中の正会員は含まない。

(立候補)

第7条 被選挙人は個人の自由意志、または正会員からの推薦により立候補できる。

推薦の場合は、3名以上の推薦者を要し、被選挙人本人の同意を得て推薦者の代表が文書を以て選挙管理委員会に届け出るものとする。

2 立候補の届け出は、所定の用紙を用いなければならない。

(立候補者の擁立)

第8条 立候補者が定員に満たない場合、理事会で立候補者を推薦できるものとする。

(投票の方法)

第9条 投票は次の方法で行う。

(1) 正会員による無記名投票により行うものとする。

(2) 投票用紙は、選挙管理委員会の所定の用紙を用いて行うものとする。又、定款以上の数の記載があったものは無効とする。

(3) 有効投票は、投票総数の3分の2以上を必要とする。

(4) 得票数の上位により順次当選者を決するものとする。

(5) 候補者数が定員の場合、無投票当選とし、総会で承認する。

(選挙の順序)

第10条 役員の選挙は、次の順序で行う。

(1) 理事 定員連記投票

(2) 監事 定員連記投票

(選挙結果の公表)

第11条 選挙結果については選挙管理委員会が速やかに公表する。

(異議申立)

第12条 選挙の効力に対し、不服のある選挙人または候補者は、文書をもって選挙管理委員会に異議を申し立てることができる。

2 異議申し立ての受け付けは、開票結果発表日から14日以内とする。

(規程の改廃)

第13条 本規程の改廃は、理事会において行うものとする。

附則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規程の改正は平成24年10月10日から施行する。

職 務 権 限 規 程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人高知県理学療法士協会定款第36条及び組織図に基づき、会務の運営を実施するための局・担当理事・部の分掌について定め、この法人の組織的かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

(業務執行理事)

第2条 業務執行理事は、代表理事を補佐し本法人の業務を執行する。

- 2 代表理事に事故があるとき又は欠けたときは、代表理事の業務執行に係わる職務を代行できる。
- 3 業務執行理事は理事会において自己の職務の執行状況を理事会に報告する。
- 4 次条以降に示す局を1人以上が担当し、局及び部の運営の統括をはかる。

(事務局)

第3条 事務局は総務部・財務部・厚生部・広報誌部・企画推進部を統括する。

1 総務部

- 1) 総会議事録等重要書類の整理、保管に関する事項
- 2) 理事会議録の整理及び保管に関する事項
- 3) 公印の管理に関する事項
- 4) 本法人が所有する機器、備品その他物品の整理、保管及び処分に関する事項
- 5) 事業及び会務の記録の整理、保管に関する事項
- 6) 本法人、その他の団体に属する協会出版物等の整理、保管に関する事項
- 7) 他団体との連携に関する連絡協議に関する事項
- 8) 理学療法士への情報提供に関する事項
- 9) その他各部に属さない会務に関する事項

2 財務部

- 1) 予算及び決算に関する事項
- 2) 現金及び現金同等物取扱に関する伝票、帳簿の記録並びに保管に関する事項
- 3) 会費諸経費の徴収、管理に関する事項
- 4) その他財務に関する事項

3 厚生部

- 1) 理学療法士の健康増進に関する事項
- 2) 理学療法士の福利厚生に関する事項

- 3) 理学療法士の親睦に関する事項
- 4) その他福利厚生に関する事項
- 4 広報誌部
 - 1) 広報誌の企画、編集、発行に関する事項
 - 2) その他広報に関する事項
- 5 企画推進部
 - 1) 本法人が主催又は共催する各種事業や活動の広報、啓発に関する事項
 - 2) 本法人の運営するホームページや SNS の運営管理に関する事項
 - 3) その他広報に関する事項

(社会局)

第4条 社会局は保険事業部・地域連携推進部・スポーツ推進部・キャリア支援部・調査部を統括する。

- 1 保険事業部
 - 1) 医療・介護・障害福祉サービス等に関する事項
 - 2) 医療・介護・障害福祉サービス等の動向に関する事項
 - 3) 医療・介護・障害福祉サービス等の動向情報の提供に関する事項
 - 4) 医療保険・介護保険・障害福祉サービス等の実態に関する事項
 - 5) 医療保険・介護保険・障害福祉サービス上の諸規則の適正化に関する事項
 - 6) その他前各号に関連する事項
- 2 地域連携推進部
 - 1) 理学療法週間事業に関する事項
 - 2) 保健及び老人保健における健康増進や介護予防の普及・啓発に関する事項
 - 3) 学校保健による予防教育や健康増進の普及と啓発に関する事項
 - 4) 県民の健康増進に関する事項
 - 5) 災害支援活動に関する事項
 - 6) その他前各号に関連する事項
- 3 スポーツ推進部
 - 1) スポーツ理学療法に関する事項
 - 2) 各種競技に係るサポートに関する事項
 - 3) 各種大会のサポートに関する事項
 - 4) その他スポーツ理学療法に関する事項
- 4 キャリア支援部
 - 1) 職能団体としての組織強化に関する事項
 - 2) 休会復帰並びに復職支援に関する事項
 - 3) キャリア形成に関する事項

- 4) ライフワークバランスに関する事項
- 5) その他前各号に関連する事項

5 調査部

- 1) 理学療法士の身分及び資質向上のための調査活動に関する事項
- 2) 医学及び関連領域の学術的調査活動の企画及び調整に関する事項
- 3) 調査資料の保管に関する事項
- 4) その他前各号に関連する事項

(学術局)

第5条 学術局は研究・学会運営支援部・学術誌部・生涯学習部・専門領域推進部を統括する。

1 研究・学会運営支援部

- 1) 理学療法士としての資質及び専門性の向上を図る研修会等の企画と実践に関する事項
- 2) 研究及び学会発表、論文執筆等の支援に関する事項
- 3) 研究倫理審査に関する事項
- 4) 研究助成（学術奨励）に関する事項
- 5) 高知県理学療法学会の運営に関する事項
- 6) その他学術活動に関する事項

2 学術誌部

- 1) 機関誌の企画、編集、発行に関する事項
- 2) その他機関誌に関する事項

3 生涯学習部

- 1) 生涯学習に関する事項
- 2) 新人オリエンテーションに関する事項
- 3) 領域別症例検討会に関する事項
- 4) その他教育活動に関する事項

4 専門領域推進部

- 1) 各領域の理学療法の学術的、技術的向上を図るための研修会、講習会等の企画と実践に関する事項
- 2) 領域別症例検討会の企画と実践に関する事項
- 3) 理学療法講習会に関する事項
- 4) 専門領域研究の情報収集、調査活動に関する事項
- 5) その他前各号に関連する事項

(ブロック局)

第6条 ブロック局は中央ブロック部・東ブロック部・西ブロック部を統括し、下記に定められた活動をする。

- 1) 県民の医療、保健、福祉事業の企画、運営及び社会局との連携に関する事項
- 2) 会員の知識、技術向上事業の企画、運営及び学術局との連携に関する事項
- 3) 生涯学習及び生涯学習部との連携に関する事項
- 4) 会員の把握、会員間の交流及び事務局との連携に関する事項
- 5) その他前各号に関連する事項

(補則)

第7条 この規程を改廃・変更しようとするときは理事会の承認を得なければならない。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程の改正は平成26年5月14日から施行する。
- 3 この規程の改定は令和2年10月14日から施行する。
- 4 この規程の改定は令和7年4月1日から施行する。

経 理 規 程

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人高知県理学療法士協会の経理の基準を定め、適切に経理事務を行い、支払資金の収支の状況、財政状態及び経営成績を適切に把握することを目的とする。

(経理事務の範囲)

第2条 この規程において経理事務とは、次の事項をいう。

- (1) 会計帳簿の記帳、整理及び保管に関する事項
- (2) 金銭の出納に関する事項
- (3) 予算に関する事項
- (4) 財務に関する事項
- (5) 資産・負債に関する事項
- (6) 固定資産の管理に関する事項
- (7) 引当金に関する事項
- (8) 決算に関する事項
- (9) 会計監査に関する事項
- (10) 契約に関する事項

(会計処理の基準)

第3条 会計処理の基準は、法令及び定款並びに本規程に定めるもののほか、公益法人会計基準によるものとする。

第4条 本法人の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 毎会計年度終了後2ヶ月以内に次の決算書類を作成しなければならない。
 - (1) 資金収支計算書及びこれに附属する事業活動収支内訳表
 - (2) 事業活動収支計算書及び附属する事業活動収支内訳表
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 財産目録

(会計単位及び経理区分)

第5条 本法人の会計単位は一般会計と特別会計とする。

- 2 一般会計は、定款に記載された公益事業を一括した会計とする。

- 3 特別会計は、定款に定める事業のうち、収益事業又は特段の定めにより特別会計とすることが求められている事業について補充的に設定することがある。
- 4 事業活動の内容を明らかにするために、各会計においては経理区分を設け収支計算を行わなければならない。
- 5 前項までの規程に基づき、本法人において設定する会計単位及び経理区分は以下のとおりとする。

(1) 一般会計

(会計責任者及び出納職員)

第6条 本法人の経理事務を担当する責任者として、会計責任者を置く。

- 2 第2条に規程する経理業務について、会計責任者を補佐する役目で一切の出納業務を補助する目的で出納職員を置くことができる。
- 3 会計責任者及び出納職員は会長が任命する。
- 4 出納職員を設けた場合は、会計責任者は、出納職員を監督しなければならない。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、会計責任者の上申に基づき、理事会の承認を得て行うものとする。

第2章 勘定科目及び帳簿

(記録及び計算)

第8条 本法人の会計は、その支払資金の収支状況、財政状況及び経営成績を明らかにするため、会計処理を行うにあたり、正規の簿記の原則に従い、整然かつ明瞭に記録し、計算しなければならない。

(会計帳簿)

第9条 会計帳簿は次のとおりとする。

(1) 主要簿

- ア 仕訳伝票
- イ 総勘定元帳

(2) 補助簿

- | | |
|-------------|------------|
| ア 現金出納帳 | サ 固定資産管理台帳 |
| イ 預金（貯金）出納帳 | シ 未払金台帳 |
| ウ 小口現金出納帳 | ス 預り金台帳 |

エ	有価証券台帳	セ	前受金台帳
オ	未収金台帳	ソ	借受金台帳
カ	貯蔵品台帳	タ	借入金台帳
キ	立替金台帳	チ	基本金台帳
ク	前払金台帳	ツ	補助金台帳
ケ	貸付金台帳		
コ	仮払金台帳		

- 2 仕訳伝票は、会計伝票をもってこれに代えることができる。
- 3 各勘定科目の残高の内訳を明らかにするために、必要とする勘定科目について補助簿を備えなければならない。
- 4 会計責任者は、適宜補助簿の記録が総勘定元帳の記録と一致していることを確認し、主要簿及び補助簿の正確な記録の維持に努めなければならない。

(会計伝票)

- 第10条 すべての会計処理は、会計伝票により処理しなければならない。
- 2 会計伝票は、証憑に基づいて作成し、証憑は会計記録との関係を明らかにして整理保存するものとする。
 - 3 会計伝票には、勘定科目、取引年月日、数量、金額、相手方及び取引相手方及び内容を記載し、会計責任者の承認印を受けなければならない。

(会計帳簿の保存期間)

第11条 会計に関する書類の保存期間は次のとおりとする。

(1) 第4条第2項に規程する計算書類	永 久
(2) 会計伝票及び会計帳簿	10年
(3) 証憑書類	10年

第3章 予 算

(予算基準)

- 第12条 本法人は、毎会計年度、資金収支予算を作成する。
- 2 予算は経理区分ごとに編成し、収入支出の予算額は勘定科目ごとに設定する。

(予算の事前作成)

- 第13条 前条の予算は、事業計画に基づき毎事業年度の開始の日の前日迄に会長が作成し、理事会の議決を経て、総会の承認を得るものとする。

(予算管理責任者)

第 14 条 予算の編成並びに予算の執行及び管理について会長を補佐するため、会長は、経理区分ごとに予算管理責任者を任命する。

(支出予算の流用)

第 15 条 予算管理責任者は、予算の執行上必要があると認めるときは、会長の承認を得て、中区分の勘定科目相互間において予算を流用することができる。

(予備費の計上)

第 16 条 予備費を使用する場合は、予算管理者責任者は事前に会長にその理由と金額を記載した文書を提示し、承認を得なければならない。

(補正予算)

第 17 条 予算の作成後に生じた事由により、予算に変更を加える必要があるときは、会長は補正予算を作成して理事会に提出し、その承認を得なければならない。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

旅 費 規 程

(目的)

第1条 この規程は、定款細則第13条3・4に基づき、本会の用務により旅行する役員等に対して支給する旅費について、必要な事項を定める。

(資格)

第2条 この規程の中でいう役員とは、会長、理事、監事、等である。

(支給)

第3条 役員が理事会等に出席し、または、本会の用務で旅行した場合、予算内で、旅費を支給する。

第4条 役員以外の者が、会議に出席した場合、または、会長の命により本会の用務で旅行した場合は、役員に準じた旅費を支給する。

第5条 出張し旅費の支給を受けるときは、出張願書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(旅費)

第6条 旅費とは、交通費と宿泊費及び参加費をいう。

第7条 交通費と宿泊費は、別表により支給する。

第8条 参加費とは、研修等における会場整理費、受講料、資料代等をいい、食卓料や日当は含まれない。

第9条 会議に出席したときの交通費は、下の2区間の片道距離の合計が10km以上である場合に、別表に定める基準により支給する。

(1) 勤務地と開催地との間の距離

(2) 開催地と自宅との間の距離

2 距離は、通常の移動経路における最短かつ合理的な経路に基づき算出するものとする。

第10条 原則として、四国内用務で交通用具の使用のときは、燃料費として別表により支給する。

第11条 交通用具使用のときは、道路通行料金と駐車料金を別途に実費支給する。

第12条 本会が開催する学会及び研修会にあわせて同日に開催する理事会は、対象としない。

第13条 出張の場合は、領収書の提出があつて旅費を支給する。ただし、本会以外に支給がある場合は対象としない。

(補則)

第14条 この規程を改廃・変更しようとするときは理事会の承認を得なければならない。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程の改正は平成26年5月14日から施行する。
- 3 この規程の改正は平成27年4月1日から施行する。
- 4 この規程の改正は令和4年4月20日から施行する。
- 5 この規程の改正は令和7年8月1日から施行する。

別表

旅費等の内訳	摘 要
公共交通機関を利用の場合	普通運賃の実費
交通用具を利用の場合	10km 以上 ～ 20km 未満 600円
	20km 以上 ～ 30km 未満 900円
	30km 以上 ～ 40km 未満 1,200円
	40km 以上 ～ 50km 未満 1,500円
	50km 以上 ～ 60km 未満 1,800円
	以降、10km毎に300円を加算する。
宿泊費	実費（但し、上限15,000円）※領収書添付のこと

会 議 費 規 程

(目的)

第1条 本会の用務により会議を行なう役員等に対して支給する会議費に関して規程を定める。

(資格)

第2条 この規程の中でいう役員とは、会長、理事、監事、等である。

(支給額)

第3条 会議費は、事務室および通常会議が行われる場所において開催した場合に算出することが出来、その支出にあたっては会議の議事録等を証拠資料とする。
2 会議費の支給額は、予算内で、会議1時間につき1,100円を支給する。

(交通費)

第4条 会議費に伴う交通費については、旅費規程に定める。

(支給方法)

第5条 会議費およびそれに伴う交通費は、インターネットサービスを利用して、個人の銀行口座への振込を原則とする。

(支給時期)

第6条 会議費およびそれに伴う交通費は、毎月末を締めとして翌月の20日払いとする。

(受領)

第7条 銀行振込明細書を持って受領とし、原則として、領収書は受け取らない。

(領収書)

第8条 領収書の受け取りが必要な事由ができたときは、受給者に領収書の提出を求める。

(補則)

第9条 この規程を改廃・変更しようとするときは理事会の承認を得なければならない。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程の改正は平成25年6月1日から施行する。
- 3 この規程の改正は平成26年5月14日から施行する。
- 4 この規程の改正は令和4年4月20日から施行する。
- 5 この規程の改正は令和8年4月1日から施行する。

表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、定款細則第14条に掲げる事業を行うために貢献のあったものの表彰等について必要な事項を定める。

(資格)

第2条 会長は、次の各号のいずれかに該当する会員を表彰することが出来る。

- 1 本会事業の発展・強化・育成指導及び奨励等について多大の尽力をしたもの。
- 2 本会組織の発展・強化等に多大の貢献をしたもの。
- 3 多年にわたり本会の事業・組織運営に当たり、多大の功績を残し、又はその運営に多大の功労があったもの。
- 4 本会の名声を高揚する研究・発明・考案をしたもの。

第3条 前項に該当するものであって本会の名誉を傷つける等の行為がなかったもの及び過去において同じ表彰を受けたことがないものに行うものとする。

(推薦)

第4条 本会以外の他団体、行政機関、記念賞委員会、賞勲局などの行う表彰・賞、叙勲等についてはその実行主催団体等の推薦依頼、又は理事会等の推薦を受けて、実行主催団体等が設定する表彰規程、推薦規程等にしたいがい、本会が申請人、又は推薦団体となり、会長が推薦、申請等の手続を行うことが出来る。

(表彰)

第5条 表彰および推薦の審査は、会長が委嘱する委員の選考によりその答申を得て、被表彰者の意向を問うたうえで、理事会において審査・選考・決定し、会長が承認するものとする。

- 2 本会の表彰は会長が表彰状を総会・学会等で授与して行うものとする。

(補則)

第6条 この規程を改廃・変更しようとするときは理事会の承認を得なければならない。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

慶 弔 規 程

第1章 趣 旨

(目的)

第1条 この規程は、定款細則第15条に掲げる事業を行うために、慶弔について必要な事項を定める。この規程の執行は厚生部長が行う。

第2条 この規程は、細則に基づき、慶弔について必要な事項を定める。

第2章 会員に関して

(資金)

第3条 慶弔についての運用に必要な費用は、本会計から支出する。

(運用)

第4条 事務局長または厚生部長が、運用する。

(支給)

第5条 会員が死亡したときは、関係者からの連絡により、当該年度の会費相当額の弔慰金を贈る。

第6条 会員の家族（配偶者および一親等の血族）が死亡したときは、会員及び関係からの届け出により、当該年度の会費のおおよそ半額に相当する額の、弔慰金を贈る。

第7条 理事・監事が死亡した時、又は会長・副会長の家族（配偶者および一親等の血族）が死亡した時は、新聞に死亡広告を掲載することができる。

第8条 必要に応じ、電報または花輪等を贈ることができる。

第3章 会員外に関して

(資金)

第9条 慶弔についての運用に必要な費用は、本会計から支出する。

(運用)

第10条 会員からの要望があったとき、会長と副会長および事務局長は贈与の適否を判断し、運用する。

(種類)

第11条 必要に応じ、電報または花輪等を贈る。

第12条 特別の事由があるときは、慶弔金を贈ることができる。

第4章 雑 則

補則

第13条 この規程を改廃・変更しようとするときは理事会の承認を得なければならない。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程の改正は平成27年1月14日から施行する。
- 3 この規程の改正は令和8年4月1日から施行する。

運 営 会 議 規 程

(目的)

第1条 本会の円滑な運営を図るため、運営会議を設ける。

(構成)

第2条 運営会議の構成員は、細則第6条2.3.4.の局長・部長・委員長とする。

2 理事および監事は、本会議に出席して意見を述べる事が出来る。

(責務)

第3条 本会議では、計画に基づく事業の実施や新たな事業計画案についての報告と検討、および各部間での事業についての調整を行う。

2 必要により、本会議で決議した意見を理事会に具申することができる。

(開催)

第4条 本会議は、理事会が開催されない月の、毎月1回の定期の開催を原則とする。

2 議長は、局長の1名があたる。

3 議事録の作成には、事務局所属の書記の1名があたる。

4 会議議事録は、理事会に報告したうえで、事務局に保管する。

(補則)

第5条 この規程を改廃・変更しようとするときは理事会の承認を得なければならない。

附則

1 この規程は、平成24年4月11日から施行する。

学 術 奨 励 規 程

(目的)

第1条 公益社団法人高知県理学療法士協会会員の学術研究の推進と技術の向上を積極的に奨励援助するために、必要な事項を定める。

(基金特別会計)

第2条 学術奨励特別会計をもうける。

- 2 この基金特別会計は、この基金制度に賛同する個人及び団体よりの寄金、ならびに公益社団法人高知県理学療法士協会より総会の承認を得た金額をあてる。
- 3 この基金特別会計の出納は、財務部長があたり、年度末に決算報告をしなければならない。

(運用)

第3条 学術奨励金の支給は、次年度の学会時に会長より授与する。ただし、その年度において適当な該当者のない場合は見送ることも可とする。

- 2 支給金額の合計は、その年度の基金残高の2%を限度内とする。
- 3 学術奨励金に変えて、記念品を贈ることもできる。ただし、この場合も第3条1項の規定に準じる。
- 4 支給該当者の選定ならびに支給人数や支給額等について、学術局の担当理事と部長が合同で検討し協議して推薦し、理事会の承認を得て、決定する。
- 5 選定にあたって、選考の対象は原則として、「高知県理学療法学会」での研究発表とする。

(規程の改廃)

第4条 本規程の改廃は、理事会において行うものとする。

附則

- 1 この規程は平成24年10月10日から施行する。

公社) 高知県理学療法士協会 会員区域別所属施設名・施設数

<東ブロック>

EASTマリンクリニック、介護老人保健施設 ヘルシーケアなほり、介護老人保健施設リゾートヒルやわらぎ、芸西オルソクリニック、芸西病院、高知県立あき総合病院、田野病院、デイサービスセンターはまちどり、特別養護老人ホーム 八流荘、特別養護老人ホームセーラスむろと、訪問リハビリテーション たの、室戸中央病院

医療福祉センター、岩河整形外科、えん訪問看護ステーション南国、大杉中央病院、介護老人保健施設 あいの里、介護老人保健施設 JAいなほ、介護老人保健施設 とさやまだファミリア、介護老人保健施設 夢の里、香長中央病院、香北病院、高知大学医学部、高知大学医学部附属病院、在宅りはびり研究所、佐野内科リハビリテーションクリニック、早明浦病院、JA高知病院、社会福祉法人 大豊町社会福祉協議会 デイサービスセンターくろいし、社会福祉法人ふるさと自然村本部、障害者支援施設こくふ、小規模多機能ホームいろは、総合福祉ゾーン天空の里 認知症デイサービスセンターかわせみ、第二土佐希望の家、同仁病院、南海学園、南国厚生病院、南国市社会福祉協議会、南国中央病院、南国病院、野市中央病院、訪問看護ステーション縁、訪問看護ステーション リカバリー高知 南国事務所、訪問看護ステーションmasst、訪問看護リハビリステーションいろは サテライトやまだ、前田メディカルクリニック、本山町立国保嶺北中央病院、24時間在宅介護・看護ちどり、老人保健施設 しお風

<中央ブロック>

IMC訪問看護リハビリステーションそらとこころ、青山整形外科、朝倉病院、愛宕病院、愛宕病院分院、アルコデイトレセンター愛宕山、アルペン清和、アルペン清和神田教室、いずみの病院、出雲漢方クリニックとさ未病研究所、伊藤整形外科、医療法人 厚愛会 高知城東病院、インソール&フットケアあしすと、ウィーク訪問看護ステーション高知、ウィークリハビリテーション デイセンター高知、潮江高橋病院、内田脳神経外科、えだしげ整形外科、えん訪問看護ステーション高知、大川内科、岡林病院、帯屋町ハートクリニック、介護老人保健施設 あったかケアみずき、介護老人保健施設 シルバーマリン、介護老人保健施設 梅壽苑、介護老人保健施設 ピアハウス高知、上町病院、(株)テクノクラフト高知、(株)リハライフ、かもだの診療所、かわむらクリニック 整形外科、木村病院、きんろう病院、国吉病院、ケアハウス花の郷高知、合資会社オファーズ訪問看護ステーション おたすけまん、高知医療学院、高知県・高知市病院企業団立高知医療センター、高知健康科学大学、高知県庁、高知県立高知若草特別支援学校、高知県立療育福祉センター、社会福祉法人高知市社会福祉協議会、高知市保健所、高知市役所健康福祉部、高知城東病院、高知生協病院、高知整形・脳外科病院、高知赤十字病院、高知総合リハビリテーション病院、高知中央訪問看護ステーション、高知西病院、高知リハビリテーションセンター、高知病院、こどもサポートセンターワクトレ、こんどうクリニック、さくらの里 だいいちリハビリテーション病院、さとう整形外科・手のクリニック、三愛病院、さんさんクリニック、塩見整形外科、島津病院、島本慈愛会、社会医療法人 近森会 訪問リハビリテーションちかもり、重症児者デイサービスザうーっと、小規模多機能ホームふくい、すこやかな杜、凶南病院、セントケア訪問看護ステーション高知、高知記念病院、高知厚生病院、高知脳神経外科病院、多機能型児童発達支援事業所アルカラ、多機能療育支援センター&JOY、竹下病院、田中整形外科病院、近森オルソリハビリテーション病院、近森病院、近森リハビリテーション病院、通所介護事業所 ポットラック、デイサービス スタイル高須、デイサービス いごりは、デイサービスいろり、デイサービスセンター いこう家、デイサービスセンター おらんくの縁側、デイサービスセンター リハライフ、デイサービスセンター リハライフ新屋敷、デイサービスセンター リハライフプラス、デイサービスセンター イロアイ、デイサービスなぎさ、てのひら訪問看護リハビリステーション、特定非営利活動法人 脳損傷友の会高知 青い空、特別養護老人ホーム ふるさとの丘、特別養護老人ホームあざみの里、独立行政法人 国立病院機構 高知病院、土佐整形外科、土佐田村病院、土佐リハビリテーションカレッジ、ともざわ整形外科・リウマチクリニック、永井病院、中内整形外科クリニック、ナチュラルハートフルケアネットワーク、平田病院、ふくいの訪問看護ステーション、ふくだ整形外科クリニック、放課後等デイサービスえねーぶるセカンド、訪問看護ステーション 海の里、訪問看護ステーション ちかもり、訪問看護ステーション アムール、訪問看護ステーションちむどんどん高知、訪問看護ステーションまる、訪問看護ステーション結心、訪問看護ステーションリカバリー高知 高知事務所、訪問看護ステーションLOCAL、細木病院、海里マリン病院、みちなか整形外科クリニック、南病院、もみのき病院、もりもと整形外科・内科、やまむら、山本鍼灸院、横浜病院、吉村神経内科リハビリクリニック、ルリアンキッズ、老人保健施設 あうん高知、老人保健施設シルバーマリン

WESTほね関節クリニック、安部病院、井上病院、いの町役場、いの町立介護老人保健施設仁淀清流苑、いの町立国民健康保険仁淀病院、介護老人保健施設 ヴィラフローラ、介護老人保健施設 ライブリーハウス輝、(株)VISION QUEST、川田整形外科、高知リハビリテーション学院、高知リハビリテーション専門職大学、佐川町立高北国民健康保険病院、児童発達支援センターとさつちくらぶ、社団若鮎 北島病院、白菊園病院、清和病院、デイサービス清滝、特別養護老人ホーム コスモスの里、土佐市福祉事務所、土佐市立土佐市民病院、仁淀川町国民健康保険大崎診療所、仁淀川町デイサービスセンターひなた荘、日高クリニック、ひろせ整形外科リハビリテーションクリニック、訪問看護ステーションI Am、前田病院、町田整形外科、山崎病院

<西ブロック>

大西病院、(株)アクトワン、くぼかわ病院、ケアビレッジすさき 通所リハビリテーション、高陵病院、四万十町国民健康保険十和診療所、須崎くろしお病院、デイサービスどんぐりの里2、特別養護老人ホーム 望海の郷、中土佐町役場、梶原町立国民健康保険梶原病院、四万十町国民健康保険大正診療所、老人保健施設 暖流

足摺病院、渭南病院、大井田病院、おおぐし農園、介護療養型老人保健施設ことぶき、介護老人保健施設 いろは館、木俣病院、木俣病院、聖ヶ丘病院、高知県立幡多けんみん病院、佐々木整形外科医院、宿毛中央 デイサービスセンター、竹本病院、筒井病院、中村クリニック、中村病院、幡多希望の家、幡多福祉保健所、訪問看護ステーション なかむら、正木整形外科医院、松谷病院、森下病院、四万十市立市民病院、老人保健施設 治優園、老人保健施設あいさんさん



(2026年3月31日現在)